

2017

しんしろの福祉

平成 29 年度版



新城市 健康福祉部

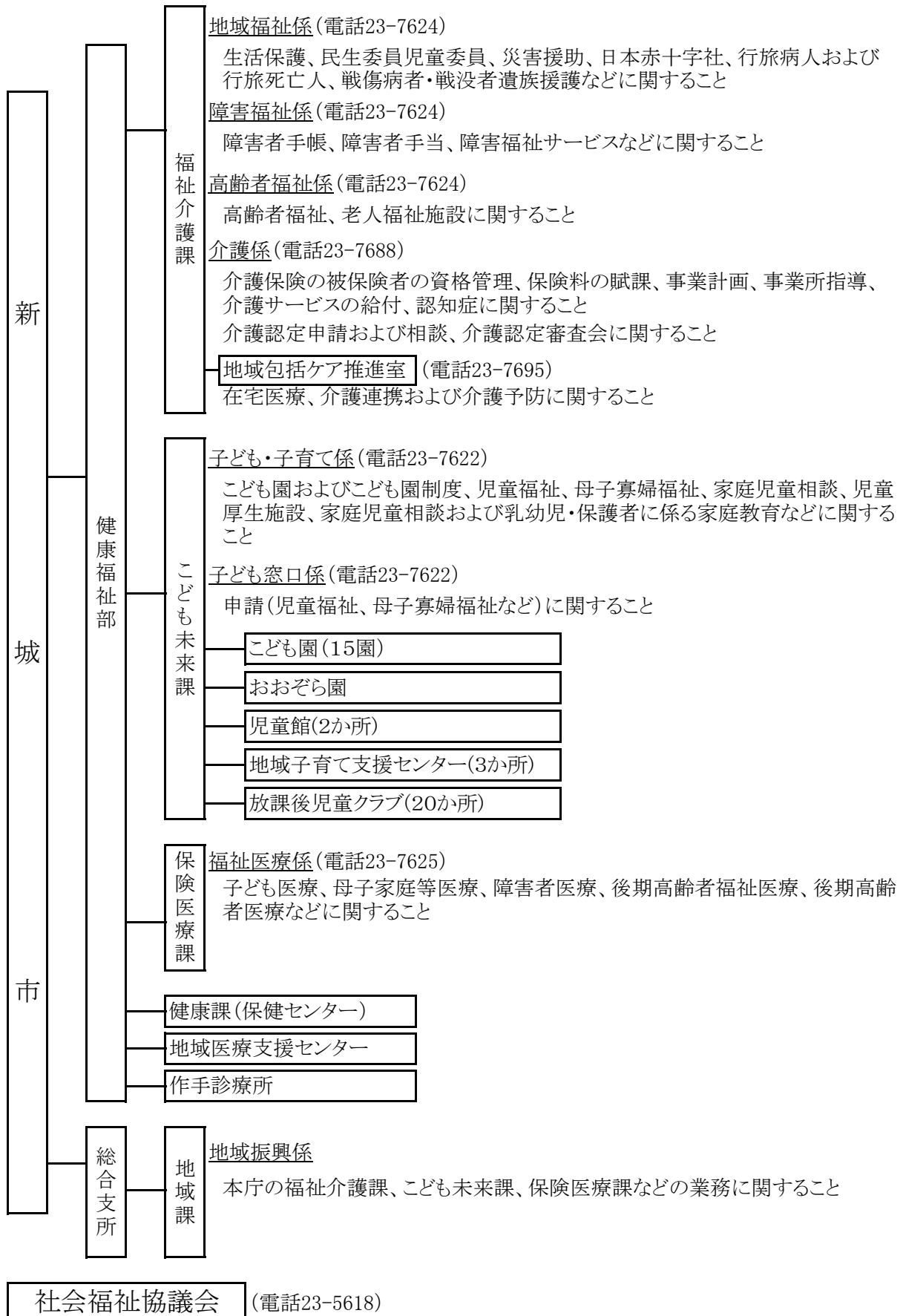
目 次

新城市の概要	1
地域の福祉	2
1 民生委員・児童委員.....	2
2 災害援助.....	3
3 新城保護区保護司会、新城更生保護女性会.....	3
4 社会を明るくする運動.....	3
5 行旅病人及び行旅死亡人.....	4
6 戦傷病者及び戦没者遺族への援護.....	4
7 日本赤十字社.....	4
8 献血推進.....	4
生活保護	5
生活困窮者自立支援事業	6
臨時福祉給付金	7
障害者の福祉	8
1 障害者手帳の交付.....	8
2 障害福祉サービス.....	9
3 障害児通所支援等.....	14
4 地域生活支援事業.....	15
5 自立支援医療.....	18
6 補装具.....	19
7 各種手当.....	19
8 障害者福祉タクシー料金助成事業.....	21
9 障害者福祉有償運送.....	21
10 税の減免等.....	21
高齢者の福祉	22
1 高齢者の状況.....	22
2 在宅福祉事業.....	22
3 地域活動への参加促進.....	24
4 老人ホームへの入所（養護老人ホーム入所措置事業）.....	25
5 救急医療情報キット.....	25

介護保険	26
1 介護保険の概要	26
2 介護サービスを利用できる方	26
3 要介護・要支援認定	26
4 介護保険の法定介護サービスの種類	27
5 サービスの利用	29
6 サービス利用者負担金等の減額	31
7 在宅福祉事業高齢者	31
8 地域支援事業	32
9 保険料任意事業	36
児童の福祉	38
1 こども園等（小規模保育施設を含む）	38
2 児童発達支援施設「おおぞら園」	40
3 地域子育て支援センター	40
4 児童館	41
5 放課後児童クラブ	42
6 その他の子育てサービス	43
7 家庭児童相談	44
8 各種手当	45
9 新城市子ども・子育て会議	46
10 小規模認可保育所	47
11 新城市要保護児童対策地域協議会	47
12 子どもの貧困対策	47
13 子育て情報専用ホームページ運営	47
14 新城市障害児施設等通所交通費助成事業	47
母子の福祉	48
1 ひとり親家庭等の状況	48
2 母子・父子・寡婦福祉資金の貸付	48
3 母子生活支援施設への入所	48
4 母子・父子自立支援員	48
福祉医療費助成事業・福祉給付金支給事業	49

社会福祉法人新城市社会福祉協議会	50
1 社会福祉振興事業.....	50
2 援護事業.....	50
3 福祉団体育成事業.....	50
4 相談事業.....	50
5 共同募金運動の推進.....	50
6 社会福祉協議会会員の募集.....	51
7 成年後見支援制度実施事業.....	51
8 資金の貸付事業.....	52
9 暮らし・しごとサポートセンター事業（生活困窮者自立支援事業）.....	52
10 ボランティアセンター活動事業.....	53
11 児童・青少年福祉活動事業.....	54
12 母子・父子福祉事業.....	54
13 障害児者福祉事業.....	54
14 歳末たすけあい事業.....	54
15 日常生活自立支援事業.....	55
16 相談支援事業.....	55
17 移動支援事業.....	55
18 地域福祉活動推進事業.....	56
19 老人福祉事業.....	57
20 老人短期入所事業.....	58
21 地域包括支援センター事業.....	58
22 老人介護支援センター事業.....	59
23 ひとり暮らし高齢者安否確認事業.....	59
24 老人デイサービスセンター事業.....	60
25 居宅介護等事業.....	60

福祉行政の組織



新
城
市

城

市

福祉
介護
課

健康
福祉
部

こども
未来
課

保
険
医
療
課

総
合
支
所

地
域
課

地域福祉係(電話23-7624)

生活保護、民生委員児童委員、災害援助、日本赤十字社、行旅病人および行旅死亡人、戦傷病者・戦没者遺族援護などに関する事

障害福祉係(電話23-7624)

障害者手帳、障害者手当、障害福祉サービスなどに関する事

高齢者福祉係(電話23-7624)

高齢者福祉、老人福祉施設に関する事

介護係(電話23-7688)

介護保険の被保険者の資格管理、保険料の賦課、事業計画、事業所指導、介護サービスの給付、認知症に関する事
介護認定申請および相談、介護認定審査会に関する事

地域包括ケア推進室(電話23-7695)

在宅医療、介護連携および介護予防に関する事

子ども・子育て係(電話23-7622)

こども園およびこども園制度、児童福祉、母子寡婦福祉、家庭児童相談、児童厚生施設、家庭児童相談および乳幼児・保護者に係る家庭教育などに関する事

子ども窓口係(電話23-7622)

申請(児童福祉、母子寡婦福祉など)に関する事

こども園(15園)

おおぞら園

児童館(2か所)

地域子育て支援センター(3か所)

放課後児童クラブ(20か所)

福祉医療係(電話23-7625)

子ども医療、母子家庭等医療、障害者医療、後期高齢者福祉医療、後期高齢者医療などに関する事

健康課(保健センター)

地域医療支援センター

作手診療所

地域振興係

本庁の福祉介護課、こども未来課、保険医療課などの業務に関する事

社会福祉協議会

(電話23-5618)

新 城 市 の 概 要

新城市は、新城市、鳳来町、作手村の新設合併によって平成 17 年 10 月 1 日に誕生しました。愛知県の東部、東三河の中央に位置し、東は静岡県に接しています。

東西約 29.5 キロメートル、南北約 27.3 キロメートルで、県内 2 番目の広さとなる 499.23 平方キロメートルを有しています。

1 地区別人口

(平成 29 年 4 月 1 日現在)

自治区名	男性	女性	合計	世帯数
新城地域自治区	3,324 人	3,617 人	6,941 人	2,667 世帯
千郷地域自治区	5,830 人	5,705 人	11,413 人	4,243 世帯
東郷地域自治区	4,516 人	4,492 人	9,008 人	3,360 世帯
舟着地域自治区	783 人	734 人	1,517 人	509 世帯
八名地域自治区	2,557 人	2,619 人	5,176 人	1,677 世帯
鳳来中部地域自治区	1,542 人	1,604 人	3,146 人	1,112 世帯
鳳来南部地域自治区	740 人	780 人	1,520 人	511 世帯
鳳来北西部地域自治区	1,257 人	1,402 人	2,659 人	1,120 世帯
鳳来東部地域自治区	1,766 人	1,849 人	3,615 人	1,376 世帯
作手地域自治区	1,235 人	1,345 人	2,580 人	998 世帯
総 数	23,550 人	24,223 人	47,773 人	17,573 世帯

2 年代別人口

(平成 29 年 4 月 1 日現在)

年 代	男性	女性	合計
10 歳未満	1,742 人	1,648 人	3,390 人
10 歳～19 歳	2,228 人	2,063 人	4,291 人
20 歳～29 歳	2,117 人	1,939 人	4,056 人
30 歳～39 歳	2,645 人	2,245 人	4,890 人
40 歳～49 歳	3,013 人	2,788 人	5,801 人
50 歳～59 歳	2,861 人	2,942 人	5,803 人
60 歳～69 歳	4,095 人	4,025 人	8,120 人
70 歳～79 歳	2,810 人	3,041 人	5,851 人
80 歳～89 歳	1,715 人	2,615 人	4,330 人
90 歳～99 歳	317 人	889 人	1,206 人
100 歳以上	7 人	28 人	35 人

※最高齢は 105 歳の男性

3 人口の増減

(平成 28 年度中)

要 因	男性	女性	合計
出生者数	138 人	121 人	259 人
死亡者数	309 人	298 人	607 人



地域の福祉

1 民生委員・児童委員

民生委員は、厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努めており、児童委員を兼ねています。

児童委員は、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援などを行います。

任期は3年で、現在新城市内には109人の民生・児童委員がいます。

また、児童に関することを専門的に担当する主任児童委員が12名任命されています。

○活動状況

区 分		平成26年度	平成27年度	平成28年度	
相談・支援件数	内容別	在宅福祉	121件	136件	143件
		介護保険	53件	65件	65件
		健康・保健医療	64件	66件	48件
		子育て・母子保健	31件	19件	11件
		子どもの地域生活	91件	79件	91件
		子どもの教育・学校生活	88件	66件	42件
		生活費	38件	19件	27件
		年金・保健	6件	12件	5件
		仕事	23件	8件	11件
		家族関係	87件	99件	54件
		住居	23件	21件	18件
		生活環境	131件	82件	72件
		日常的な支援	958件	893件	606件
		その他	742件	733件	613件
	計		2,456件	2,298件	1,806件
分野別	高齢者に関すること	1,492件	1,366件	1,080件	
	障害者に関すること	97件	86件	76件	
	子どもに関すること	463件	412件	277件	
	その他	404件	434件	373件	
計		2,456件	2,298件	1,806件	
その他活動件数	調査・実態把握	1,026件	1,041件	1,013件	
	行事・事業・会議への参加協力	2,647件	2,847件	2,685件	
	地域福祉活動・自主活動	2,580件	2,599件	2,324件	
	民児協運営・研修	1,906件	1,869件	2,289件	
	証明事務	234件	228件	355件	
	要保護児童の発見の通告・仲介	25件	12件	18件	
	計	8,418件	8,596件	7,536件	
訪問回数		9,096件	9,997件	9,591件	
連絡調整回数		5,865回	5,580回	5,460回	
活動日数		12,647日	12,401日	12,601日	

2 災害援助

(1) 新城市災害弔慰金

暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象などにより死亡した市民の遺族に対する「災害弔慰金」、精神や身体に著しい障害を受けた市民に対する「災害障害見舞金」の支給を行います。

また、被災世帯の世帯主に対する「災害援護資金」の貸付けも行います。

(2) 新城市災害見舞金

市の区域内において地震、落雷、風水害などの自然災害、火災で死亡した市民の遺族、3か月以上の入院加療が必要な負傷をした市民または居住用住宅が焼失・損壊した世帯主に対し見舞金の支給を行います。

(3) 災害時要援護者支援事業

災害時や災害発生のおそれがある場合に、一人では避難できず何らかの助けを必要とする方（災害時要援護者）が円滑に支援を受けることができるように、災害時要援護者のうち同意を得た方の名簿を作成しています。地域支援関係者に名簿を提供し、平常時に災害に備えた計画を作成してもらえるように呼びかけています。

○同意者数（各年4月1日現在）

年	人数
平成27年	2,466人
平成28年	2,298人
平成29年	2,520人

(4) 福祉避難所

福祉避難所は、一般の避難所では生活が困難で、避難生活に特別な配慮が必要となる災害時要援護者が避難生活を送るための設備、体制の整った二次的な避難所です。

災害の規模や避難所の状況などを考慮し、福祉避難所が必要と判断した場合に開設し、受け入れ体制が整った福祉避難所から順次対象者の受け入れを開始します。

○指定福祉避難所

対象者	避難生活に特別な配慮が必要な高齢者及びその介護・支援を行なう親族など	避難生活に特別な配慮が必要な障がい者及びその介護・支援を行なう親族など
施設名	養護老人ホーム寿楽荘 高齢者生活福祉センター虹の郷 静巖堂医院 鳳来ケアセンター	レインボーはうす

3 新城保護区保護司会、新城更生保護女性会

「新城保護区保護司会」の23名の保護司は、非常勤の国家公務員（任期：2年）として法務大臣から委嘱を受けた民間のボランティアです。社会奉仕の精神を持って犯罪を犯した者の更生を助けるとともに、非行や犯罪予防のための啓発に努めています。

「新城更生保護女性会」は、女性の立場から保護司に協力し、地域社会の犯罪・非行の未然防止と過ちを犯した人たちの更生を支援している135名の会員から成るボランティア団体です。

4 社会を明るくする運動

「社会を明るくする運動」は、市民すべてが力を合わせて青少年の非行防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深めることにより、犯罪のない明るい社会を築こうとする全国的な運動で、毎年7月が強調月間です。

5 行旅病人及び行旅死亡人

歩けないほどの病気にかかった旅行者で、診療を受ける財産を持ち合わせず助ける者もない方（行旅病人）の救護および本籍地・住所、氏名などが判明せず、遺体の引き取り手のない死者（行旅死亡人）が発見された場合の供養などは、「行旅病人及び行旅死亡人取扱法」の規定により対応します。

6 戦傷病者及び戦没者遺族への援護

(1) 給付事業

旧軍人、軍属や準軍属（動員学徒、徴用工など）の方が、在職中の公務による負傷や病気が原因で身体に一定以上障害が残っている場合、傷病恩給、障害年金、特例障害年金、障害一時金、戦傷病者手帳の交付が受けられます。

また、公務により死亡された場合、その遺族の方にそれぞれの要件に応じた公務扶助料、遺族年金、遺族給付金、弔慰金、戦没者等の妻の特別給付金などが支給されます。

○第十回特別弔慰金

戦後70周年に当たり、今日の我が国の平和と繁栄の礎となった戦没者などの尊い犠牲に思いをいたし、弔慰の意を表するため、戦没者などのご遺族に額面25万円、5年償還の記名国債を支給するものです。

申請受付期間 平成27年4月1日～平成30年4月2日

(2) 平和祈念式典事業

毎年4月に行ってきた戦没者追悼式にかわり、戦争で亡くなられた戦傷病没者に追悼の意を表すとともに、恒久平和を祈念するため、第1回の平和祈念式典を行います。

7 日本赤十字社

日本赤十字社は、人道、博愛を基本とする赤十字の理念の基に、お互いに助け合い平和な社会を築くことを目指しています。

毎年、活動資金の募集を行い、その資金を活用して災害救護活動、血液事業、医療体制の整備、社会福祉事業、赤十字奉仕団の育成、救急法、国際援護活動や健康生活支援、幼児安全法の講習などを行っています。

(1) 一般活動資金募集実績（日本赤十字社新城市地区）

年度	会員数	活動資金総額
平成26年度	10,959 世帯	5,753,595 円
平成27年度	10,866 世帯	5,663,200 円
平成28年度	10,672 世帯	5,552,100 円

(2) 法人活動資金募集実績（日本赤十字社新城市地区）

年度	会員数	活動資金総額
平成26年度	116 事業所	808,600 円
平成27年度	121 事業所	865,892 円
平成28年度	123 事業所	918,817 円

8 献血推進

新城市献血推進協議会では、住民の健康と生命を守るため移動採血車により地区住民の献血を推進し、輸血用血液の確保に努めています。

○献血実績

年度	実施日数	採血者数	200ml	400ml
平成26年度	延べ15日（21会場）	719人	57人	662人
平成27年度	延べ15日（21会場）	689人	49人	640人
平成28年度	延べ14日（22会場）	659人	37人	622人

生活保護

1 保護の実施

生活保護制度は、病気、失業その他の事情で生活に困窮する場合に、最低限度の生活を保障するとともに、その自立の助長を図る制度です。

生活保護を受けるためには、自分の能力に応じて働いたり、持っている資産を生活のために活用するなど最善の努力をすることが必要で、それでもなお最低限の生活が営めない場合に初めて保護が行われます。

生活保護の申請があると、家庭の生活、収入、資産状況や親族からの援助の可否などを調査して、保護の要否とその程度を決定します。

生活保護は、国の基準によって計算したその世帯の最低生活費とその世帯の収入とを比較して、収入の方が少ない場合に受けられ、最低生活費から収入を引いた額が保護費として支給されます。

2 被保護世帯数及び人員等の推移（各年4月1日現在）

年	総人口	被保護人員	保護率 (パーミル)	被保護 世帯数
平成 27 年	48,951 人	151 人	3.08‰	113 世帯
平成 28 年	48,403 人	154 人	3.18‰	119 世帯
平成 29 年	47,773 人	173 人	3.62‰	126 世帯

※保護率は、被保護人員／総人口。パーミルは千分の1

3 被保護世帯の類型別（各年4月1日現在）

年/区分	高齢世帯	母子世帯	傷病障害 世帯	その他	計
平成 27 年	50 世帯	6 世帯	36 世帯	21 世帯	113 世帯
平成 28 年	58 世帯	7 世帯	39 世帯	15 世帯	119 世帯
平成 29 年	55 世帯	8 世帯	36 世帯	27 世帯	126 世帯

4 保護の種類と種類別保護の状況

保護の種類には、生活扶助、住宅扶助、教育扶助、介護扶助、医療扶助、出産扶助、生業扶助、葬祭扶助の8つがあります。種類別の保護状況は次のとおりです。

(各年4月1日現在)

年/区分	生活扶助	住宅扶助	教育扶助	介護扶助	生業扶助	医療扶助	
						(入院)	(外来)
平成 27 年	92 世帯	74 世帯	8 世帯	28 世帯	2 世帯	5 世帯	89 世帯
	126 人	125 人	17 人	29 人	3 人	5 人	118 人
平成 28 年	94 世帯	78 世帯	7 世帯	25 世帯	2 世帯	6 世帯	90 世帯
	123 人	105 人	14 人	27 人	2 人	6 人	110 人
平成 29 年	103 世帯	93 世帯	12 世帯	25 世帯	4 世帯	5 世帯	94 世帯
	145 人	135 人	22 人	28 人	5 人	6 人	118 人

生活困窮者自立支援事業

平成 27 年度から生活困窮者の支援制度が始まり、新城市では生活全般の困りごとを包括的、一元的に対応する相談窓口として「新城市暮らし・しごとサポートセンター」を新城市社会福祉協議会内に設置しました。

窓口では一人ひとりの状況に合わせた支援プランを作成し、専門の支援員が他の専門機関と連携して解決に向けた支援を行います。

1 自立相談支援事業

生活の困りごとや不安を抱えている場合の相談窓口です。支援員が相談を受けて、どのような支援が必要なのか相談者と一緒に考え、具体的な支援プランを作成し、寄り添いながら自立に向けた支援を行います。

2 住居確保給付金の支給

離職などにより住居を失った方、または失う恐れの高い方には、就職に向けた活動をするなどを条件に、一定期間、家賃相当額を支給します。生活の土台となる住居を整えた上で、就職に向け支援を行います。

※一定の資産収入などに関する要件を満たしている方が対象です。

3 家計相談支援事業

家計状況の「見える化」と根本的な課題を把握し、相談者が自ら家計管理できるよう状況に応じた支援計画の作成や相談支援、関係機関へのつなぎ、必要に応じた貸付のあっせんなどを行い、早期の生活再生を支援します。

4 生活困窮世帯の子どもの学習支援事業

子どもの学習支援をはじめ、日常的な生活習慣、仲間と出会い活動ができる居場所づくり、子どもと保護者の双方に必要な支援を行います。

5 利用状況

年度/区分	自立相談支援事業	住居確保給付金の支給	家計相談支援事業	生活困窮世帯の子どもの学習支援事業	
				延利用回数	登録人数
平成 27 年度	21 件	0 件	3 件	18 回	4 人
平成 28 年度	55 件	0 件	9 件	281 回	18 人

6 問い合わせ先

市役所福祉介護課
新城市暮らし・しごとサポートセンター
(新城市社会福祉協議会内)

電話 23-7624
電話 24-9811

臨時福祉給付金

消費税率引上げによる生活への影響を緩和するため、低所得者に対しての暫定的・臨時的な措置として支給するものです。

1 臨時福祉給付金（経済対策分）

(1) 支給対象者

平成 28 年 1 月 1 日現在で市内に住所を有し、平成 28 年度分市民税（均等割）が課税されない方。

※支給対象者を扶養している方が課税される場合や生活保護受給者は対象外。

(2) 申請受付期間 平成 29 年 3 月 1 日（水）～6 月 30 日（金）※消印有効

(3) 支給額 対象者 1 人につき、15,000 円

2 過去 3 年度の給付金

(1) 臨時福祉給付金

対象となる年度の 1 月 1 日現在で市内に住所を有し、対象となる年度の市民税（均等割）が課税されない方に給付しました。

(2) 高齢者向け給付金（年金生活者等支援臨時福祉給付金）

平成 27 年 1 月 1 日現在で市内に住所を有し、平成 27 年度分市民税（均等割）が課税されない方で、平成 28 年度中に 65 歳以上になる方（昭和 27 年 4 月 1 日生まれ以前の方）に給付しました。

(3) 障害・遺族年金受給者向け給付金（年金生活者等支援臨時福祉給付金）

平成 28 年度臨時福祉給付金の支給対象である方で、平成 28 年 5 月分の障害基礎年金、遺族基礎年金等を受給される方のうち高齢者向け給付金の給付を受けていない方に給付しました。

※支給対象者を扶養している方が課税される場合や生活保護受給者は(1)～(3)のいずれも対象外です。

(4) 支給実績

年 度	支給額※	支給者数	対象者数	支給率
平成 26 年度	10,000 円	2,227 人	7,630 人	93.16%
	15,000 円	4,881 人		
平成 27 年度	6,000 円	7,063 人	7,618 人	92.71%
平成 28 年度	3,000 円	6,743 人	7,594 人	88.79%
高齢者向け給付金	30,000 円	4,852 人	4,999 人	97.06%
障害・遺族年金受給者向け給付金	30,000 円	228 人	239 人	95.40%

※平成 26 年度の支給額は 1 人 10,000 円（老齢基礎年金、障害者基礎年金、遺族基礎年金、児童扶養手当、特別障害者手当等の受給者は 5 千円の加算がありました。）

確認じゃ！



障 害 者 の 福 祉

1 障害者手帳の交付

(1) 身体障害者手帳

① 対象となる方

目、耳、口、肢体、心臓、腎臓、呼吸器、肝臓などに一定以上の永続する障害のある方で、障害の程度により1級から6級までの等級区分のいずれかに該当する方。

② 交付状況

ア 視覚

(各年4月1日現在)

年	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
平成27年	34人	27人	9人	5人	5人	11人	91人
平成28年	34人	26人	8人	6人	7人	10人	91人
平成29年	33人	28人	10人	5人	10人	9人	95人

イ 聴覚・平衡機能

(各年4月1日現在)

年	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
平成27年	—	43人	24人	33人	—	46人	146人
平成28年	—	40人	21人	31人	—	46人	138人
平成29年	—	38人	23人	27人	—	43人	131人

ウ 音声・言語そしゃく機能

(各年4月1日現在)

年	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
平成27年	—	—	9人	6人	—	—	15人
平成28年	—	—	11人	6人	—	—	17人
平成29年	—	—	11人	6人	—	—	17人

エ 肢体不自由

(各年4月1日現在)

年	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
平成27年	89人	204人	213人	388人	117人	35人	1,046人
平成28年	97人	199人	203人	381人	120人	35人	1,035人
平成29年	90人	199人	200人	365人	114人	33人	1,001人

オ 内部障害

(各年4月1日現在)

年	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
平成27年	390人	1人	157人	137人	—	—	685人
平成28年	390人	1人	151人	141人	—	—	683人
平成29年	401人	1人	135人	140人	—	—	677人

カ 合計

(各年4月1日現在)

年	視覚	聴覚 平衡機能	音声・言語 そしゃく機能	肢体 不自由	内部障害	計
平成27年	91人	146人	15人	1,046人	685人	1,983人
平成28年	91人	138人	17人	1,035人	683人	1,964人
平成29年	95人	131人	17人	1,001人	677人	1,921人

(2) 療育手帳

① 対象となる方

概ね 18 歳以前に持続すると思われる知的障害（知能指数 75 以下）が認められた方

② 交付状況 (各年 4 月 1 日現在)

年	重度 (IQ35 以下)	中度 (IQ36~50)	軽度 (IQ51~75)	計
平成 27 年	139 人	117 人	95 人	351 人
平成 28 年	145 人	124 人	105 人	374 人
平成 29 年	144 人	127 人	113 人	384 人

(3) 精神障害者保健福祉手帳

① 対象となる方

精神障害のため長期にわたり日常生活または社会生活への制約がある方
(知的障害を除く精神患者のすべて)

② 交付状況 (各年 4 月 1 日現在)

年	1 級	2 級	3 級	計
平成 27 年	28 人	214 人	46 人	288 人
平成 28 年	30 人	228 人	62 人	320 人
平成 29 年	42 人	234 人	69 人	345 人

2 障害福祉サービス

障害の程度、心身の状態および難病などの病状などに応じて受けられる全国一律のサービスです。

(1) 障害福祉サービスの利用申請等

市では、利用希望者から申請を受け付けた後、利用者が必要とされる支援の度合いを審査会などを通して総合的に判定し、支給の決定を行います。

(2) 障害福祉サービスの利用

障害福祉サービスを利用する場合、サービス利用計画に基づいて指定サービス事業者と契約を締結し、サービスの提供を受けます。

(3) 障害福祉サービスの利用者負担金

障害福祉サービスの利用者負担は定率で、原則 1 割負担となっています。

なお、利用者の負担軽減を図るのため、所得に応じた負担上限額があります。

区分	世帯の収入状況	負担上限額 (月額)	
生活保護・低所得	生活保護受給世帯・市民税非課税世帯	0 円	
一般 1	市民税課税世帯	※居宅の障害児	4,600 円
		※居宅の障害者 ※施設入所の障害児	9,300 円
一般 2	上記以外の市民税課税世帯	37,200 円	

※詳細は福祉介護課で、ご確認ください。利用するサービスに応じて負担上限額の軽減策が講じられますので、利用されるときには必ずご確認ください。

(4) 障害福祉サービスの種類と内容

① 介護給付

種別	内容
居宅介護	ヘルパーの派遣により自宅での入浴、排泄、食事の介助等を行います。
重度訪問介護	重度の障害があり常に介護が必要な方に、自宅で入浴や排泄、食事などの介助や外出時の移動の補助をします。
行動援護	知的や精神の障害により行動が困難で介護が必要な方に、行動をするとき必要な介助や外出時の移動支援を行います。
同行援護	重度の視覚障害により移動が困難な方に、外出時に同行して移動の支援を行います。
療養介護	医療の必要な障害者で常に介護が必要な方に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護や世話をします。
生活介護	常に介護を必要とする方に、施設で入浴や排泄、食事の介護や創作的活動などの機会を提供します。
短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する方が病気の場合などに短期間施設へ入所ができます。
重度障害者等 包括支援	介護が必要と認められた方に、居宅介護などの障害福祉サービスを包括的に提供します。
施設入所支援	施設入所者に対して入浴や排泄、食事などの介護を行います。

② 訓練等給付

種別	内容
自立訓練	自立した日常生活や社会生活ができるよう一定期間における身体機能や生活能力の向上のために必要な訓練を行います。(生活訓練・機能訓練)
就労移行支援	就労を希望する方に、一定期間における生産活動やその他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援	通常の事業所で働くことが困難な方に、就労の機会の提供や生産活動、その他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練を行います。 (A型=雇用型・B型=非雇用型)
共同生活援助 (グループホーム)	地域で共同生活を営む方に、住居における相談や生活上の援助を行います。
宿泊型 自立訓練	居室その他の設備を利用させるとともに家事などの日常生活能力を向上させるため支援・生活等に関する相談および助言など必要な支援を行います。

③ 相談支援給付

種別	内容
地域移行支援	障害者施設に入所している障害者や精神科病院に入院している精神障害者などに、住居の確保などの地域における生活に移行するための活動に関する相談や必要な支援を行います。
地域定着支援	居宅において単身等で生活する障害者に対し、常に連絡がとれる体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態などに訪問や相談などの必要な支援を行います。
計画相談支援	障害福祉サービス等を申請した障害者(児)についてサービス等利用計画の作成、および支給決定後のサービス等利用計画の見直し(モニタリング)を行います。

(5) 障害福祉サービスの利用実績

① 介護給付

事業種別	平成 26 年度		平成 27 年度		平成 28 年度	
	延人数	利用日数等	延人数	利用日数等	延人数	利用日数等
居 宅 介 護	1,241 人	14,489 時間	1,093 人	14,131 時間	1,199 人	13,794 時間
重度訪問介護	—	—	—	—	—	—
行 動 援 護	54 人	411.5 時間	71 人	436 時間	100 人	512.5 時間
同 行 援 護	—	—	—	—	—	—
療 養 介 護	77 人	2,235 日	76 人	2,306 日	98 人	2,878 日
生 活 介 護	1,113 人	22,095 日	1,365 人	25,351 日	1,414 人	25,723 日
短 期 入 所	328 人	2,190 日	308 人	2,466 日	290 人	2,231 日
重度障害者等 包 括 支 援	—	—	—	—	—	—
施設入所支援	646 人	19,272 日	643 人	19,382 日	624 人	18,850 日

② 訓練等給付

事業種別	平成 26 年度		平成 27 年度		平成 28 年度	
	延人数	利用日数等	延人数	利用日数等	延人数	利用日数等
自 立 訓 練	8 人	163 時間	51 人	570 時間	33 人	260 時間
就 労 移 行 支 援	185 人	3,295 時間	192 人	3,022 時間	181 人	2,769 時間
就 労 継 続 支 援 A	269 人	5,719 日	290 人	6,155 日	335 人	6,925 日
就 労 継 続 支 援 B	681 人	12,058 日	702 人	11,535 日	836 人	12,606 日
共 同 生 活 援 助	515 人	14,632 日	574 人	16,288 日	675 人	18,026 日
宿泊型自立訓練	34 人	1,023 日	26 人	703 日	12 人	359 日

③ 相談支援給付 (延べ人数)

事業種別	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
地域移行支援	0 人	0 人	0 人
地域定着支援	36 人	25 人	14 人
計画相談支援	1,049 人	1,211 人	1,169 人

(6) 市内の障害福祉サービス事業所

① 日中活動系サービス

種 別	事業所名	定員
生活介護	西部福祉会館	20 人
	レインボーはうす	24 人
	オレンジプラザ	
	グリーンファーム	
就労移行支援	レインボーはうす	6 人
	もくせいの家ほうらい	6 人
就労継続支援A型	マナハウス	20 人
就労継続支援B型	レインボーのお菓子屋さん	10 人
	もくせいの家ほうらい	14 人
	やすらぎの家	14 人
	シャローム	20 人
	ウイングス	20 人
自立訓練（生活訓練）	やまなみハウス	6 人

② グループホーム

事業所名	ホーム名	定員
サポートホームしんしろ	平井ホーム（平井）	4 人
	石田ホーム（石田）	6 人
	市場台ホーム（市場台）	4 人
	第2城北ホーム（城北）	2 人
サポートホーム第2しんしろ	万福ホーム（石田）	7 人
	八幡ホーム（石田）	4 人
サポートホームほうらい	長篠ホーム（長篠）	4 人
	矢部ホーム（矢部）	4 人
マナホーム	マナホーム（富永）	6 人
	マナホーム2（富永）	5 人
緑が丘ホーム	緑が丘ホーム（緑ヶ丘）	5 人

③ 居宅介護

事業所名	電話	所在地
レインボーはうす	24-1313	新城市矢部字本並 48 番地
しんしろ福祉会館	23-5618	新城市字東沖野 20 番地 12
みかわ市民生協 コープ あいち福祉サービス・新城	24-1811	新城市字西新町 12 番地 1
瑞穂ケア・サービス	23-8138	新城市字東沖野 37 番地 4
ヘルパーステーション幸	22-3365	新城市杉山字野中 52 番地 14
なないろサポート	25-7025	新城市市場台一丁目 2 番地 6

④ 行動援護

事業所名	電話
レインボーはうす	24-1313

⑤ 短期入所

事業所名	電話
矢部ホーム (矢部)	24-1313

⑥ 日中活動系サービス等を行う事業所の連絡先

ア 社会福祉法人 新城福祉会

事業所名	電話	所在地
西部福祉会館	24-0505	新城市野田字上市場 26 番地 2
レインボーはうす	24-1313	新城市矢部字本並 48 番地
レインボーのお菓子屋さん		新城市字町並 109 番地オレンジプラザ 1 階
オレンジプラザ		新城市字町並 109 番地オレンジプラザ 2 階
グリーンファーム		新城市平井字野地 22 番地・23 番地 1
サポートホームしんしろ		
サポートホーム第 2 しんしろ		
サポートホームほうらい		

イ 特定非営利活動法人 もくせいの家

事業所名	電話	所在地
もくせいの家ほうらい	32-3930	新城市長篠字丸井 5 番地 2

ウ 有限会社グレース マナハウス

事業所名	電話	所在地
ウイングス	22-9001	新城市富永字向夏目 6 番地 2
マナハウス	23-8141	新城市富永字郷中 53 番地
マナホーム		

エ 社会福祉法人 やまなみ会

事業所名	電話	所在地
やすらぎの家	23-0087	新城市字下川 23 番地
やまなみハウス		

オ 株式会社 プレイズ出版

事業所名	電話	所在地
シャローム	25-7030	新城市平井字中田 1 番地 2

カ 特定非営利活動法人 サンたいよう

事業所名	電話	所在地
緑が丘ホーム	25-1235	

3 障害児通所支援等

児童福祉法に基づき年齢や障害特性に応じた専門的な支援として、未就学児を対象とする児童発達支援と就学児を対象とする放課後等デイサービスが設けられています。

(1) 障害児通所支援

障害児が施設に通い、日常生活の基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練などを受けられます。

○利用実績

年度/種別	児童発達支援		放課後等デイサービス	
	延利用人数	利用日数等	延利用人数	利用日数等
平成26年度	167人	2,357日	248人	1,194日
平成27年度	189人	2,613日	504人	3,227日
平成28年度	160人	2,543日	543人	3,559日

(2) 障害児計画相談支援

11ページ（計画相談支援）参照

○利用実績

年度	延利用人数
平成26年度	78人
平成27年度	110人
平成28年度	112人

(3) 障害児福祉サービスを行う事業所

① 特定非営利活動法人 ママサポート 子いづみや

事業所名	電話	所在地
児童発達支援事業おひさま	23-8510	新城市片山361番地7

② 有限会社グレース マナハウス

事業所名	電話	所在地
りんくる	22-9001	新城市富永字向夏目6番地2

4 地域生活支援事業

障害者総合支援法では、地域の実情に応じて柔軟に実施することが望ましい事業を地域生活支援事業として位置づけており、市では次の事業を実施しています。

(1) 相談支援

障害者などからの相談に応じ、情報の提供や権利擁護のために必要な援助などを行います。

- ① 新城市基幹相談支援センター（総合相談窓口）
- ② 新城市社会福祉協議会相談支援事業所
- ③ 新城市障害者相談支援事業所レインボーはうす
- ④ やまなみ会相談支援事業所
- ⑤ もくせいの家ほうらい相談支援事業所

(2) 意思疎通支援

聴覚・言語・音声機能などの障害のため意思疎通に支障のある障害者に手話通訳者などを利用者負担なしで派遣をする事業です。

(3) 日常生活用具給付

在宅の障害者に日常生活を円滑に送るための用具の給付をします。

① 日常生活用具の種類

障害部位	品目
下肢・体幹障害	便器、特殊マット、訓練用ベッド、特殊寝台、火災警報器、自動消火器、特殊尿器、入浴補助用具、体位変換器、移動支援用具、移動用リフト、住宅改修費、紙おむつ、その他
肢体・言語障害	火災警報器、自動消火器、携帯用会話補助装置、その他
上肢障害	特殊便器、火災警報器、自動消火器、その他
視覚障害	ポータブルレコーダー、点字タイプライター、時計、電磁調理器、火災警報器、自動消火器、音声式体温計、音声体重計、点字図書、拡大読書器、点字ディスプレイ、活字文書読上げ装置、その他
聴覚障害	屋内信号装置、火災警報器、情報受信装置・通信装置、自動消火器、その他
腎臓障害	透析液加温器
呼吸器障害	酸素ボンベ運搬車、ネプライザー、電気式たん吸引器、パルスオキシメーター
膀胱・直腸障害	収尿器、ストマ用装具

② 費用負担

障害福祉サービスとは別に、原則1割負担となります。なお、利用者の負担軽減を図るため所得に応じた負担上限額が設定されています。

(4) 移動支援

屋外での移動に困難がある障害者が社会生活上必要な外出、および余暇活動などの社会参加する場合、ヘルパーが外出支援を行います。

① 移動支援事業利用実績

年度/種別	身体障害者		知的障害者		精神障害者		障害児	
	実人員	延時間	実人員	延時間	実人員	延時間	実人員	延時間
平成26年度	12人	727.5時間	34人	2,124.5時間	9人	628.0時間	20人	1,898.0時間
平成27年度	12人	708.5時間	47人	2,979.5時間	10人	576.5時間	16人	1,142.5時間
平成28年度	12人	531.0時間	62人	2835.5時間	6人	188.0時間	18人	563.5時間

② 移動支援指定事業所一覧

事業所名	電話	所在地
しんしろ福祉会館訪問介護事業所	23-5618	新城市字東沖野 20 番地 12
居宅介護事業所レインボーはうす	24-1313	新城市矢部字本並 48 番地
コープあいち福祉サービス新城	24-1811	新城市字西新町 12 番地 1
コープあいち福祉サービス豊川	0533-85-4686	豊川市西塚町 2 丁目 5 番地
居宅介護エコハウス	0533-93-7331	豊川市大木町石道 78 番地 1
みその訪問介護サービス	0533-92-2035	豊川市金沢町稲場 7 番地
WACケアステーション	0532-52-4315	豊橋市南瓦町 14 番地 1
キラリ訪問介護	0533-83-3788	豊川市光明町 1 番地 11 フォーブル湯本 101 号
たいよう介護ステーション	0533-65-7730	豊川市諏訪 1 丁目 35 番地
ヘルパーステーション幸	22-3365	新城市杉山字野中 52 番地 14
なないろサポート	25-7025	新城市市場台 1 丁目 2 番地 6

※事業所ごとで受入可能な障害種別を設定しています。詳細は福祉介護課までお問合せください。

(5) 地域活動支援センター

創作的活動または生産活動の機会や社会との交流の場を提供する事業です。他市町村の地域活動支援センターの利用も可能ですが、事前に市役所福祉介護課でご相談ください。

○新城市西部福祉会館地域活動支援センター利用実績

年度/種別	身体障害者		知的障害者		精神障害者	
	実人数	延人数	実人数	延人数	実人数	延人数
平成26年度	14人	1,066人	4人	343人	7人	403人
平成27年度	5人	303人	5人	290人	11人	366人
平成28年度	4人	343人	7人	580人	9人	559人

(6) 身体障害者訪問入浴サービス

入浴が困難な在宅の重度障害者に対し委託業者を派遣して、入浴サービスを行います。負担金は、1回につき1,000円です。

○利用状況

年度/種別	実人数	延人数
平成26年度	12人	745人
平成27年度	11人	671人
平成28年度	9人	577人

(7) 日中一時支援

障害者(児)施設等において日中活動の場を提供し、介護者の一時的な休息を図ります。

① 日中一時支援事業利用実績

年度/種別	身体障害者		知的障害者		精神障害者		障害児	
	実人員	延回数	実人員	延回数	実人員	延回数	実人員	延回数
平成26年度	5人	178回	8人	388回	12人	106回	5人	84回
平成27年度	5人	157回	7人	384回	3人	127回	14人	147回
平成28年度	5人	126回	15人	678回	5人	118回	15人	333回

② 日中一時支援事業所一覧

事業所名	電話	所在地
レインボーはうす	24-1313	新城市矢部字本並 48 番地
やすらぎの家	23-0087	新城市字下川 23 番地
もくせいの家ほうらい	32-3930	新城市長篠字丸井 5 番地 2
シンシア豊川	0533-88-7500	豊川市平尾町諏訪下 10 番地
ホテルの郷	0533-93-7686	豊川市足山田町年長 1 番地 6
ショートステイ 樹・たつき	0533-93-1995	豊川市上長山町小南口原 134 番地 2
愛厚希全の里	0533-93-2062	豊川市一宮町上新切 33 番地 267
豊橋ゆたか学園	0532-62-0112	豊橋市高師町字北原 1 番地 104
あかね荘	0532-38-9090	豊橋市弥生町字中原 77 番地 1
いわさき・こどもショートステイ	0532-61-2062	豊橋市岩崎町字利兵 71 番地
こども発達センター	0532-39-9200	豊橋市中野町字中原 100 番地
ゆいまーる	0533-79-4968	豊川市一宮町野添 219 番地 3
蔵王の杜	0531-23-7511	田原市田原町石取 1 番地 9
セカンドステップたいよう	0533-95-4710	豊川市萩山町 1 丁目 87 番地
にこにこたいよう	0533-65-7730	豊川市新桜町通 1 丁目 47 番地 1

※事業所ごとに受入可能な障害種別を設定しています。詳細は福祉介護課へお問合せください。

(8) その他の地域生活支援事業

自動車改造助成、自動車運転免許取得助成などがあります。

○給付実績

年度/種別	自動車改造助成	自動車運転免許取得助成
平成26年度	4人	1人
平成27年度	1人	0人
平成28年度	2人	0人

※(4)・(5)・(7)の事業は、原則1割の自己負担がありますが、障害福祉サービスに準じた負担上限を設けております。

5 自立支援医療

心身の障害を除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度です。

申請の窓口は、市役所福祉介護課または総合支所地域課です。

(1) 精神通院

精神疾患により継続的に通院等が必要な方に、自立支援医療受給者証を発行します。

この受給者証の提示により、通院医療費を公費で負担します。

申請に際しては指定の診断書、健康保険証、マイナンバーなどが必要となります。

○発行実績（各年4月1日現在）

年/種別	自立支援医療 受給者証
平成27年	568人
平成28年	710人
平成29年	570人

(2) 更生医療

身体に障害のある方がその障害程度を軽くしたり、日常生活上効果が見込まれると医師が認めた場合に、医療の給付を行います。

申請には指定の医師の意見書、健康保険証、マイナンバーなどが必要となります。

- ① 対象者：身体障害者手帳を所持している18歳以上の方
- ② 内容：指定医療機関における腎臓機能障害の血液透析
心臓機能障害者や肢体不自由者の手術・治療など
- ③ 給付決定件数

年度/種別	透析	心臓	肢体	免疫	聴覚
平成26年度	75件	0件	0件	2件	0件
平成27年度	78件	1件	0件	1件	0件
平成28年度	87件	0件	0件	1件	0件

(3) 育成医療

18歳未満の身体上の障害を有する方が、生活能力を得るために必要となる医療の給付を行います。

○給付決定件数

年度/種別	聴覚	心臓	そしゃく	肢体
平成26年度	1件	6件	8件	0件
平成27年度	1件	2件	7件	0件
平成28年度	0件	1件	8件	1件

※いずれも原則1割の自己負担ですが、所得に応じて自己負担上限額が設定されます。
また、自己負担分を助成する市の医療費助成制度もあります。

6 補装具

身体に障害のある方が、その障害を補い日常生活を容易にするための器具を購入または修理に要する費用を助成します。なお、支給を受けるには、器具を購入または修理する前に申請する必要があります。

(1) 基準（以下に掲げる要件を全て満たすもの）

- ① 身体の欠損または損なわれた身体機能を補完、代替するもので、障害個別に対応して設計、加工されたものであること。
- ② 身体に装着・装用して日常生活、就学または就労に用いるもので、同一製品を継続して使用するものであること。
- ③ 給付に際して専門的な知見を要するものであること。

(2) 補装具の主な種類

- ① 義手、義足、装具、座位保持装置
- ② 車いす、電動車いす、歩行器
- ③ 盲人安全つえ、補聴器
- ④ 重度障害者用意思伝達装置

(3) 費用負担

原則 1 割負担となります。なお、障害福祉サービスと同様、負担軽減を図るため所得に応じた負担上限額があります。

7 各種手当

(1) 特別障害者手当

次に掲げる障害のある方に、特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当、愛知県特別障害者手当などが支給されます。ただし施設入所者、病院などに 3 ヶ月を超えて入院している方は除きます。また、所得制限があります。

月額は、いずれも平成 29 年 4 月 1 日現在のものです。

種別	対象者	月額
特別障害者手当	20 歳以上で精神または身体に著しく重度の障害があるために日常生活において常時特別介護を必要とする在宅の方	26,810 円
障害児福祉手当	20 歳未満で精神または身体に重度の障害があるために日常生活において常時特別の介護を必要とする在宅の方	14,580 円
経過的福祉手当	20 歳以上で従来福祉手当受給者のうち、特別障害者手当、障害基礎年金のいずれも受けられない在宅の方	14,580 円

① 愛知県特別障害者手当

上記の国の特別障害者手当受給者に加算して支給

種別	対象者	月額
A 種	身体障害 1、2 級かつ IQ35 以下の方	6,850 円
B 種	身体障害 1、2 級または IQ35 以下の方	1,050 円

② 愛知県障害児福祉手当及び経過的福祉手当

上記の国の障害児福祉手当および経過的福祉手当受給者に加算して支給

種別	対象者	月額
A 種	身体障害 1、2 級かつ IQ35 以下の方	6,900 円
B 種	身体障害 1、2 級または IQ35 以下の方	1,150 円

③ 支給状況

(各年 4 月 1 日現在)

年/種別	特別障害者手当	障害児福祉手当	経過的福祉手当	計
平成 27 年	35 人	15 人	2 人	52 人
平成 28 年	37 人	13 人	2 人	52 人
平成 29 年	36 人	17 人	2 人	55 人

(2) 在宅重度障害者手当

次に掲げる在宅の障害のある方に、在宅重度障害者手当が支給されます。

ただし、特別障害者手当、障害児福祉手当、経過福祉手当の受給者及び施設入所者、病院などに3ヵ月を超えて入院している方は除きます。

また、所得制限があります。

月額、いずれも平成29年4月1日現在のものです。

種別	障害の程度	月額
1種	1級または2級の身体障害者手帳を有し、かつ療育手帳を有する方で、その判定区分のIQが35以下と判定された方	15,500円
2種	65歳までに身体または療育手帳を有し、次のいずれかの障害を有する方 ア 1級または2級の身体障害者手帳を有する方 イ 療育手帳を有する方で、その判定区分のIQが35以下と判定された方 ウ 3級の身体障害者手帳を有し、かつ療育手帳を有する方で、その判定区分のIQが50以下と判定された方	6,750円

○認定状況 (各年4月1日現在)

年/種別	1種	2種
平成27年	3人	508人
平成28年	3人	489人
平成29年	3人	487人

(3) 新城市障害者手当

次に掲げる障害のある方に新城市障害者手当が支給されます。

ただし、施設入所者と特別障害者手当等受給者には支給されません。

月額、いずれも平成29年4月1日現在のものです。

障害の程度	月額
身体障害者手帳1～2級またはIQ35以下の方 精神障害者保健福祉手帳1級の方	2,800円
身体障害者手帳3級またはIQ36～50までの方 精神障害者保健福祉手帳2級の方	2,400円
身体障害者手帳4級の方	1,200円
身体障害者手帳5～6級またはIQ51～75の方 精神障害者保健福祉手帳3級の方	1,000円

○認定状況 (各年4月1日現在)

年/月額	2,800円支給	2,400円支給	1,200円支給	1,000円支給
平成27年	816人	752人	446人	299人
平成28年	810人	746人	444人	319人
平成29年	818人	730人	424人	321人

8 障害者福祉タクシー料金助成事業

重度の障害のある方が通院などのために外出する場合、タクシーの利用料金の一部を助成します。

ただし、自動車税・軽自動車税の減免を受けている方を除きます。

(1) 対象者

種別	身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者 保健福祉手帳
等級	1～3級の方	A・B判定の方	1～2級の方

(2) 助成額

年間24回分で1回の助成額700円です。ただし、週1回以上血液透析のために通院している方には年間48回分の助成券を交付します。

なお、1乗車での利用は1枚です。

(3) 利用状況

年度	利用者数	利用件数
平成26年度	136人	1,673件
平成27年度	138人	1,550件
平成28年度	138人	1,452件

9 障害者福祉有償運送

公共交通機関やタクシーを利用して移動することが困難な重度の障害のある方の外出を支援するため、福祉有償運送の利用料金の一部を助成します。

ただし、自動車税・軽自動車税の減免を受けている方を除きます。

(1) 対象者

種別	身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者 保健福祉手帳
等級	1～3級の方	A・B判定の方	1～2級の方

(2) 助成額 (いずれも業者と契約が必要です。)

① のんほいほうらい

年間56回分で、助成券1枚の助成額は300円です。

ただし、週1回以上血液透析のために通院している方には年間112回分の助成券を交付します。

なお、1乗車での利用は2枚までです。

② レインボーはうす

1ヵ月1,400円まで助成します。

ただし、腎臓障害で血液透析をしている方は1ヵ月2,800円まで助成します。

(3) 利用状況

年度	のんほいほうらい		レインボーはうす	
	利用者数	利用件数	利用者数	利用件数
平成28年度	9人	169件	7人	58件

10 税の減免等

障害がある方の税負担などを軽減するために、所得税、住民税、相続税、自動車税、自動車取得税の減免制度があります。NHK受信料など各種料金の割引や少額貯蓄の非課税制度(障害者等のマル優・特別マル優など)も利用できます。

なお、障害の種類や等級によって利用の可否や範囲が異なります。詳しくは、それぞれの関係機関へお問い合わせください。

高齢者の福祉

1 高齢者の状況

(1) 高齢者〔65歳以上〕人口 (各年4月1日現在)

年	総人口	65歳以上人口	比率
平成27年	48,951人	15,423人	31.5%
平成28年	48,403人	15,701人	32.4%
平成29年	47,773人	15,926人	33.3%

(2) ひとり暮らし高齢者・高齢者のみの世帯

①65歳以上（市内施設の入所者除く） (各年4月1日現在)

年	ひとり暮らし高齢者	高齢者のみ世帯（うち夫婦のみ）
平成27年	2,007人	2,313世帯（2,039世帯）
平成28年	2,131人	2,437世帯（2,128世帯）
平成29年	2,235人	2,540世帯（2,211世帯）

②75歳以上（市内施設の入所者除く） (各年4月1日現在)

年	ひとり暮らし高齢者	高齢者のみ世帯（うち夫婦のみ）
平成27年	1,254人	776世帯（751世帯）
平成28年	1,343人	820世帯（798世帯）
平成29年	1,427人	842世帯（824世帯）

2 在宅福祉事業

(1) 寝具乾燥サービス事業

ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯で、高齢、心身の障害などの理由で寝具類の衛生管理が困難な方のために、寝具をお預かりして丸洗いから乾燥、消毒まで行います。実施は年2回で費用は無料です。

○利用状況

年度	延利用者数	利用枚数
平成26年度	243人	652枚
平成27年度	255人	669枚
平成28年度	253人	701枚

(2) 緊急通報システム設置事業

ひとり暮らし、高齢者世帯などの急病や事故などの緊急事態に対処するため緊急通報機器を貸与します。緊急ボタンを押すと、通報センターに通報されます。緊急時に駆けつけてくれる協力員が必要となります。

○利用状況

年度	月平均利用者数	通報総件数
平成26年度	357人	11,001件
平成27年度	358人	10,785件
平成28年度	349人	10,390件

(3) 日常生活用具の給付事業

防火の配慮が必要なひとり暮らしの高齢者などに電磁調理器、自動消火器、火災報知器を給付します。対象は市民税非課税世帯の方で、費用は無料です。

○利用状況

年度	給付者数	電磁調理器	自動消火器	火災報知器
平成26年度	5人	1台	6台	5台
平成27年度	4人	4台	0台	0台
平成28年度	1人	1台	0台	0台

(4) シルバーハウジング生活援助員派遣事業

高齢者世話付住宅に居住する高齢者に対して生活援助員を派遣して生活指導、相談、安否確認、緊急時の対応などのサービスを提供します。

○対象住宅 県営弁天住宅 12戸

(5) 高齢者福祉タクシー料金助成事業

高齢者の外出を支援するため、タクシー料金の一部を助成します。

- ① 対象者・満 80 歳以上のひとり暮らしの方
・満 70 歳以上の世帯員のみの方の家庭の満 80 歳以上の方
(ただし、高齢者外出支援サービスや障害者福祉タクシーチケットを受けている方や世帯に自家用車のある方は、対象外となります。)
- ② 助成額 年間 24 回分で 1 回の助成額は 700 円です。

③ 利用状況

年 度	給付者数	延利用件数
平成 26 年度	357 人	4,231 件
平成 27 年度	357 人	3,956 件
平成 28 年度	368 人	4,044 件

(6) 外出支援サービス事業

自力で歩行することや公共交通機関を利用することが困難な高齢者や身体障害者が、医療機関などへストレッチャーや車椅子で乗降可能なタクシー（介護タクシー）を利用して外出する場合に料金の一部を援助します。

- ① 対象者・要介護 4 または 5 の方またはそれに準ずる方
・身体障害者手帳の体幹または下肢の 1 級、2 級の方
(ただし、世帯に車椅子対応の車両がある方及び自動車税、軽自動車税の減免を受けている方などは対象外となります。)
- ② 助成額 年間 24 回分で 1 回の助成額は 1,250 円です。

③ 利用状況

年 度	給付者数	延利用件数
平成 26 年度	40 人	295 件
平成 27 年度	29 人	232 件
平成 28 年度	18 人	185 件

(7) 高齢者福祉有償運送

高齢者の外出を支援するため、福祉有償運送料金の一部を助成します。

- ① 対象者・満 80 歳以上で要介護・要支援認定を受けているひとり暮らしの方
・満 70 歳以上の世帯員のみの方の家庭の満 80 歳以上で要介護・要支援認定を受けている方
(ただし、高齢者外出支援サービスや障害者福祉タクシーチケットを受けている方や世帯に自家用車のある方は、対象外となります。)
- ② 助成額 年間 56 枚分で、助成券 1 枚の助成額は 300 円です。
なお、1 乗車での利用は 2 枚までです。

③ 利用状況

年 度	給付者数	延利用件数
平成 28 年度	26 人	605 件

(8) 配食サービス事業

在宅のひとり暮らし高齢者などに対して食生活の改善と健康保持および安否確認を行うために実施します。

配達は週3回（火・木・金）の昼食または夕食となります。

なお、1食につき308円の自己負担が必要です。

○利用状況

年 度	月平均 利用者数	年間延食数
平成26年度	227人	27,323食
平成27年度	230人	26,545食
平成28年度	230人	26,358食

(9) 配食サービス空白地域解消事業

配食サービス事業の対象地域外のひとり暮らし高齢者などに対して食生活の改善と健康保持および安否確認を行うために実施します。

配達は週1回（地区ごとに指定された曜日）の夕食となります。

なお、1食につき308円の自己負担が必要です。

○利用状況

年 度	月平均 利用者数	年間延食数
平成28年度	17人	534食

3 地域活動への参加促進

老人福祉センター等の既存施設を有効に活用し、高齢者の生きがいがづくりや健康増進活動の促進を図ります。

(1) 老人福祉センター

老人クラブの活動拠点や趣味クラブの活動場所としても利用されています。

○利用状況

年 度	延利用者数
平成26年度	8,614人
平成27年度	9,294人
平成28年度	9,160人

(2) シルバー人材センター

60歳以上の方を対象に定年退職後の就業機会を提供するとともに、様々な社会参加を通じて、高齢者の健康で生きがいのある生活の実現を目指します。

○登録状況

（各年4月1日現在）

年	会員数	入会率	60歳以上人口
平成27年	581人	3.0%	19,297人
平成28年	590人	3.0%	19,470人
平成29年	612人	3.1%	19,512人

(3) 虹の郷居住提供事業

高齢などのため、独立して生活することに不安のある方に対して一定期間居住の場を提供します。

① 定員 10名 (7室)

② 利用状況

年 度	年間利用 実人数	年間利用 延人数	年度末 在所要者数
平成 26 年度	6 人	893 人	4 人
平成 27 年度	6 人	954 人	3 人
平成 28 年度	5 人	498 人	3 人

(4) 老人クラブの活動

老人クラブでは、老後の生活を明るく豊かなものにするため、高齢者大学開講、趣味活動、スポーツ大会、社会奉仕活動など活発な活動を行っています。

○老人クラブの状況 (各年度 4 月 1 日現在)

年	クラブ数	会員数
平成 27 年	43 クラブ	2,201 人
平成 28 年	34 クラブ	1,687 人
平成 29 年	34 クラブ	1,632 人

4 老人ホームへの入所 (養護老人ホーム入所措置事業)

65 歳以上で環境上の理由および経済的理由により家庭で養護を受けることが困難な方に居住の場を提供します。

入所者ならびに扶養義務者の所得に応じて一部負担金が必要となります。

○入所の状況 (本市措置者) (各年 4 月 1 日現在)

年	寿楽荘 (新城市)	宝泉寮 (設楽町)
平成 27 年	17 人	5 人
平成 28 年	16 人	4 人
平成 29 年	20 人	3 人

5 救急医療情報キット

ご自身の緊急時連絡先や病名・かかりつけ医などを記入した「救急医療情報用紙」、医療保険証のコピーなどを専用の筒型容器に入れ、自宅の冷蔵庫に保管しておくことで、急変や災害など万一の際に備えるものです。

キットを受け取るには、申し込みが必要です。申請書を受付後、一世帯に 1 セット配布します。(無償)

なお、各高齢者ふれあい相談センター、地区民生委員も申請を代行しています。

○累計配布状況 (各年 4 月 1 日現在)

年	世帯
平成 27 年	2,319 世帯
平成 28 年	2,325 世帯
平成 29 年	2,330 世帯



介護保険

1 介護保険の概要

介護を必要とする人は年々増え続け、少子化、介護者の高齢化など、家族だけで介護することは困難となってきています。

介護保険制度は、こうした介護への不安を解消するために、介護を社会全体で支え合う社会保険方式の制度としてスタートしました。

しかし、急速な高齢化に伴う介護保険料の高騰、認知症高齢者対策、施設入所者の増加など、様々な課題への対策が求められるようになり、こうした中、可能な限り住み慣れた地域で生活できるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援を切れ目なく一体的に提供する『地域包括ケアシステム』の構築を推進していきます。

2 介護保険サービスを利用できる方

介護保険での介護サービスを利用できる方は、身体または精神の障害があるために、入浴、排泄、食事などの日常生活における基本的な動作に介助や支援を必要とする状態が6ヶ月以上継続すると見込まれる方で、要介護・要支援認定を受けた方です。ただし、年齢により次の条件があります。

(1) 65歳以上の方(第1号被保険者)

一定以上の介助や支援を必要とする状態であれば、特に制限はありません。

(2) 40歳以上65歳未満の方(第2号被保険者)

一定以上の介助や支援を必要とする状態であっても、その状態になった原因が特定疾病による方に限られます。特定疾病以外の傷病で介助や支援を必要とする状態になった方は、介護保険でのサービスは利用できません。

○ 特定疾病

1. がん(がん末期)
2. 関節リウマチ
3. 筋萎縮性側索硬化症
4. 後縦靭帯骨化症
5. 骨折を伴う骨粗鬆症
6. 初老期における認知症
7. 進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病
8. 脊髄小脳変性症
9. 脊柱管狭窄症
10. 早老症
11. 多系統萎縮症
12. 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症
13. 脳血管疾患
14. 閉塞性動脈硬化症
15. 慢性閉塞性肺疾患
16. 両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

なお、この介護保険サービスを利用できない方は、身体障害者などの認定を受けたのち障害者福祉サービスを利用することになります。(9ページ参照)

また、障害者福祉サービスを利用されている方も65歳に到達した時点から介護保険による介護サービスの利用ができます。

3 要介護・要支援認定

介護サービスを利用するには、要介護・要支援者の認定を受ける必要があります。

なお、要介護・要支援度は、要介護1～5、要支援1・2の7段階があります。

(1) 申請の手順

- ① 市役所(福祉介護課または各総合支所)で申請します。申請は本人や家族のほか、指定居宅介護支援事業所や地域包括支援センターに代行してもらうこともできます。
- ② 申請後、市から調査員が自宅などを訪問し、身体や日常生活の調査を行います。
- ③ 市は意見書の作成を本人の主治医に依頼します。
- ④ 介護認定審査会(医療、保健、福祉の学識経験者が審査・判定)で、訪問調査の結果と主治医意見書をもとに、介護度などを認定します。介護度に応じて保険給付の限度

額が決まります。

- ⑤ 申請から1ヶ月くらいで認定結果を郵便で申請者にお知らせします。
- ⑥ 認定を受けると一定期間（3～24月間で決定）介護サービスの利用ができます。

認定期間満了後は再度①～⑤の更新手続きを行います。

また、心身の状態が改善または悪化したときは、認定期間の中途でも介護度を見直すことができます。

（2）要介護認定者状況

平成28年度申請件数：2,814件（内訳:新規665件、更新1,780件、変更369件）

① 第1号被保険者 （各年4月1日現在）

年/区分	要支援		要介護					合計
	1	2	1	2	3	4	5	
平成27年	435人	396人	703人	409人	314人	356人	231人	2,844人
平成28年	452人	393人	685人	476人	310人	325人	229人	2,870人
平成29年	406人	427人	660人	488人	302人	376人	238人	2,897人

② 第2号被保険者 （各年4月1日現在）

年/区分	要支援		要介護					合計
	1	2	1	2	3	4	5	
平成27年	5人	5人	10人	7人	7人	9人	5人	48人
平成28年	12人	8人	10人	7人	9人	3人	8人	57人
平成29年	5人	13人	12人	6人	13人	3人	7人	59人

4 介護保険の法定介護サービスの種類

介護が必要と認定された方（要介護者・要支援者）の心身の状況や家庭状況に応じて、本人や家族が必要な介護サービスや介護予防サービスを選択し利用します。

（1）要介護・要支援度によって利用できるサービス

要介護1～5	要支援1・2
居宅介護支援	介護予防支援
訪問介護 訪問入浴介護 訪問看護 訪問リハビリテーション	介護予防訪問介護 介護予防訪問入浴介護 介護予防訪問看護 介護予防訪問リハビリテーション
通所介護 通所リハビリテーション	介護予防通所介護 介護予防通所リハビリテーション
居宅介護福祉用具貸与	介護予防福祉用具貸与
居宅療養管理指導	介護予防居宅療養管理指導
短期入所生活介護 短期入所療養介護	介護予防短期入所生活介護 介護予防短期入所療養介護
居宅介護福祉用具購入費支給 居宅介護住宅改修費支給	介護予防福祉用具購入費支給 介護予防住宅改修費支給
特定施設入所者生活介護 介護老人福祉施設 介護老人保健施設 介護療養型医療施設	介護予防特定施設入所者生活介護
小規模多機能型居宅介護 認知症対応型通所介護 地域密着型通所介護 認知症対応型共同生活介護 地域密着型介護老人福祉施設	介護予防小規模多機能型居宅介護 介護予防認知症対応型通所介護 介護予防認知症対応型共同生活介護 （※要支援2の方のみ）

(2) 居宅でサービスを利用するための「計画作成サービス」

サービスの種類	サービスの内容
居宅介護支援 介護予防支援（要支援者）	利用者の居宅介護・介護予防サービス計画（ケアプラン）を作成し、利用者の介護サービス利用の連絡調整を行うもの （ケアプランの作成は、介護保険が負担するため、利用者負担はありません。）

(3) 居宅で利用する「訪問型サービス」

サービスの種類	サービスの内容
訪問介護 介護予防訪問介護（要支援者）	ホームヘルパーが利用者宅を訪問し、身体の介護や身の周りの世話をするもの
訪問入浴介護 介護予防訪問入浴介護（要支援者）	訪問入浴事業者が利用者宅を訪問し、組立て式浴槽を使って入浴の介護をするもの
訪問看護 介護予防訪問看護（要支援者）	看護師等が利用者宅を訪問し、療養上の世話や診療の補助をするもの
訪問リハビリテーション 介護予防訪問リハビリテーション （要支援者）	理学療法士や作業療法士が利用者宅を訪問し、リハビリテーションを行うもの

(4) 居宅で利用する「通所型サービス（デイサービス）」

サービスの種類	サービスの内容
通所介護 介護予防通所介護（要支援者）	デイサービスセンターで1日介護を受けるもの
通所リハビリテーション 介護予防通所リハビリテーション （要支援者）	デイケアセンターで1日リハビリテーション介護を受けるもの

(5) 居宅で利用する「福祉用具貸与」

サービスの種類	サービスの内容
居宅介護福祉用具貸与 介護予防福祉用具貸与（要支援者）	特殊寝台、車椅子、エアマット、体位変換器、スロープ、歩行器、歩行補助杖、徘徊感知器、移動用リフトを月単位で貸借するもの

(6) 居宅で利用する「居宅療養管理指導」

サービスの種類	サービスの内容
居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導 （要支援者）	医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などが訪問し、療養上の管理・指導を行うもの

(7) 居宅で利用する「短期入所サービス」

サービスの種類	サービスの内容
短期入所生活介護・ 介護予防短期入所生活介護 （特養でのショートステイ）	特別養護老人ホームなどの入所施設に短期間入所して、食事、入浴、排泄などの介護サービスや機能訓練を受けるもの
短期入所療養介護・ 介護予防短期入所療養介護 （老健でのショートステイ）	老人保健施設などの入所施設に短期間入所して、医学的な管理のもとでの医療、介護、機能訓練を受けるもの

(8) 居宅で利用する「その他のサービス」

サービスの種類	サービスの内容
居宅介護福祉用具購入費支給 介護予防福祉用具購入費支給 （要支援者） ※申請が必要です。	介護保険支給対象となる福祉用具を購入した際に年間10万円を上限に購入費を支給するもの 利用者負担は、1割（一定以上所得者は2割） ・腰掛便座 ・特殊尿器 ・入浴補助用具 ・簡易浴槽 ・移動用リフトの吊り具
居宅介護住宅改修費支給 介護予防住宅改修費支給 （要支援者） ※改修前に申請が必要です。	介護保険支給対象となる住宅を改修した際に20万円を上限に費用を支給するもの 利用者負担は、1割（一定以上所得者は2割） ・手すりの取付け ・段差の解消 ・床材の変更 ・引き戸等取替 ・洋式便器への取替など

(9) 入所のための施設

サービスの種類	サービスの内容
特定施設入所者生活介護	有料老人ホームなどの入所者が介護や機能訓練などを受けるもの
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	生活介護を中心に行う施設です。 寝たきりなどによりいつも介護が必要で、自宅では介護を受けることができない人を対象とした施設です。介護や日常生活上の世話などが行われます。(原則要介護3以上の方が(旧措置入所者を除く)利用できます。)
介護老人保健施設 (老人保健施設)	介護やリハビリテーションを中心に行う施設です。 積極的な治療より、主にリハビリテーションや介護、日常生活上の世話が中心として行われる施設です。
介護療養型医療施設	医療を中心に行う施設です。 長期的に療養が必要な方が対象の介護体制の整った医療施設(病院)です。「療養型病床群」「老人性痴呆疾患療養病棟」の2種類の施設があります。 ※療養型病床群などには、医療保険適用病床と介護保険適用病床があります。この区分は各施設で区分しています。

※上記の入所・入院施設は、他市町村に所在する施設も利用できます。

(10) 地域密着型サービス(原則市内の方のみを受け入れるサービス)

サービスの種類	サービスの内容
小規模多機能型居宅介護 介護予防小規模多機能型居宅介護(要支援者)	通所を中心に、利用者の選択に応じて訪問系のサービスや泊りのサービスを組み合わせて多機能なサービスを受けるもの
認知症対応型通所介護 介護予防認知症対応型通所介護(要支援者)	認知症の人を対象に、デイサービスセンターで専門的なケア(1日介護)を受けるもの
地域密着型通所介護	デイサービスセンターで1日介護を受けるもの
認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護(要支援者)	認知症の高齢者が共同で生活できる場(居住)で食事、入浴、排泄などの介護や機能訓練などを受けるもの (要支援1の方は利用できません。)
地域密着型介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)	生活介護を中心に行う施設です。(定員は29名以下) 寝たきりなどによりいつも介護が必要で、自宅では介護を受けることができない人を対象とした施設です。介護や日常生活上の世話などが行われます。 (原則要介護3以上の方が(旧措置入所者を除く)利用できます。)

5 サービスの利用

(1) 居宅サービス

在宅で利用できる介護サービスです。

① 介護サービス計画(ケアプラン)の作成

要介護認定を受けたら、次にどんな介護サービスを利用するか、介護サービス計画(ケアプラン)を作成します。この介護サービス計画(ケアプラン)は、本人または家族が選んだ指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員(ケアマネージャー)が、本人と家族の希望を聞いて毎月、翌月分を作成します。

ただし、要支援の認定を受けた場合は「地域包括支援センター」が担当します。

② 在宅で介護サービスの利用

介護サービス計画(ケアプラン)ができたら、その計画に添って介護サービスを利用していきます。サービスを利用した時は、本人が費用の1割または2割を介護サービス提供事業者へ支払います。(残りの費用は、介護保険から提供事業者へ支払われます。)

③ 居宅介護・介護予防サービス利用状況 (各年4月1日現在)

主な居宅サービス/年	平成 27 年		平成 28 年		平成 29 年	
	事業所数	利用人数	事業所数	利用人数	事業所数	利用人数
訪問介護 (ホームヘルプ)	28	389 人	35	395 人	28	277 人
訪問看護	11	73 人	16	85 人	12	101 人
訪問リハビリ	5	74 人	6	80 人	7	83 人
訪問入浴	5	80 人	5	72 人	5	76 人
居宅療養管理指導	30	128 人	37	132 人	44	166 人
通所介護 (デイサービス)	43	868 人	59	986 人	40	501 人
通所リハビリ (デイケア)	13	361 人	16	374 人	17	378 人
短期入所 (生活・療養介護)	20	270 人	20	284 人	14	292 人
福祉用具貸与	33	814 人	37	898 人	34	977 人
特定施設入居者生活介護	7	30 人	47	29 人	8	39 人

④ 地域密着型サービス利用状況 (各年4月1日現在)

年/種類	(介護予防) 小規模多機能型 居宅介護		(介護予防) 認知症対応型 通所介護		(介護予防) 認知症対応型 共同生活介護		(介護予防) 小規模特別養護 老人ホーム	
	事業所数	利用人数	事業所数	利用人数	事業所数	利用人数	事業所数	利用人数
平成 27 年	1	20 人	3	19 人	8	112 人	1	29 人
平成 28 年	1	19 人	3	10 人	7	114 人	1	29 人
平成 29 年	1	21 人	1	2 人	7	113 人	1	29 人

(2) 施設サービス利用

要介護1～5の認定を受けた方が、介護保険施設へ入所する介護サービスです。

介護保険施設の資料や連絡先は、市役所福祉介護課、指定居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、高齢者ふれあい相談センターで提供しています。

入所・入院を希望する施設に、本人または家族が直接申込みをします。

なお、介護保険が利用できる金額には上限があり、これを超えて利用したときは超過分が全額自己負担になります。

① 施設介護サービス利用状況 (各年4月1日現在)

年/種類	特別養護老人ホーム		介護老人保健施設		介護療養型医療施設	
	施設数	利用人数	施設数	利用人数	施設数	利用人数
平成 27 年	22	198 人	21	201 人	9	119 人
平成 28 年	22	200 人	18	195 人	8	104 人
平成 29 年	22	197 人	26	214 人	7	104 人

② 利用限度額 (月額)

要介護度	居宅サービス
要支援1	50,030円
要支援2	104,730円
要介護1	166,920円
要介護2	196,160円
要介護3	269,310円
要介護4	308,060円
要介護5	360,650円

6 サービス利用者負担金等の減額

介護保険制度（本市独自のものを含む。）では、利用者本人および家族の収入などの状況に応じて、次のような利用者負担金などの軽減措置が行われています。この軽減を受けるためには本人の申請（高額介護サービスは除く）が必要です。

(1) 高額介護サービス

利用者負担金が一定金額（月額）を超えた場合は、その超えた金額が払い戻されます。

○利用者負担の上限額（世帯合算：1か月）

区 分	上限額
現役並み所得者に相当する方がいる世帯の方	44,400円
一般（世帯のどなたかが市民税を課税されている方）※	44,400円
世帯全員が市民税非課税者など	24,600円
世帯全員が市民税非課税で以下のいずれかに該当する方 ・ 老齢福祉年金受給者など ・ 合計所得金額および課税年金収入額の合計が80万円以下の方	15,000円

※平成29年8月1日より利用者負担額が見直され、一般世帯の負担の上限額が44,400円に引き上げられました。ただし、同じ世帯の全ての65歳以上の方（サービスを利用していない方を含む）の利用者負担割合が1割の場合に年間446,400円（月額37,200円）の上限が設けられます。

(2) 施設サービスの食事負担および低所得者への居住費・食費の負担軽減

介護保険施設に入所するとサービス費用の1割と「食費・居住費・日常生活費」が利用者の自己負担となります。また、低所得者の方の負担軽減のため、申請により食費・居住費は下記の金額を超えた分は介護保険から給付されます。

○利用者負担の上限額

区 分	食費（1日）	居住費・多床室の場合（1日）
一般 ※1	1,380円	370円（840円）※2
世帯全員が市民税非課税者	650円	370円
うち合計所得金額および課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が80万円以下の者	390円	370円
上記世帯で老齢福祉年金受給者など	300円	0円

※1 食費及び居住費は、標準的な利用者負担額

※2（ ）の金額は、介護老人福祉施設と短期入所生活介護を利用した場合

（注）利用者の市民税が非課税でも、配偶者が市民税課税者、預貯金等が一定額（単身1,000万円、夫婦2,000万円）以上に該当する方は対象外となります。

(3) 社会福祉法人などが行う利用者負担軽減措置

利用者負担金軽減の申出を行った社会福祉法人が行う対象サービスの利用者負担については、市民税非課税世帯で要件をすべて満たし生計困難と市が認めた方について利用者の支払金額の25%が減額されます。

なお、介護老人福祉施設・訪問介護・通所介護・短期入所の各サービスに限ります。

(4) 災害を受けた場合または生計中心者の著しい収入の減少があった場合の負担軽減措置

被害の程度、収入の減収状況によって負担金（原則、費用の1割程度）が減額されます。

7 在宅福祉事業（平成28年9月までの事業）

介護保険の要介護認定審査を受けて非該当となった方の中で、日常生活を営むのに支障のある方を支援します。

(1) 生活支援ホームヘルパー派遣事業

低所得のひとり暮らし高齢者または高齢者のみの世帯で、虚弱の方に、調理・買い物などの家事や生活に関する相談などの生活支援としてホームヘルパーを派遣します。

なお、平成25年度から平成28年度の利用希望者はありませんでした。

(2) 生活支援デイサービス事業

虚弱の方が要介護状態への進行防止を図るため、市が委託した介護保険施設のデイサービスセンターに通所して、入浴・給食・生活指導・送迎などのサービスを受けます。

○ 利用実績

年度	延利用者	延日数
平成26年度	12人	50日
平成27年度	2人	9日
平成28年度	2人	31日

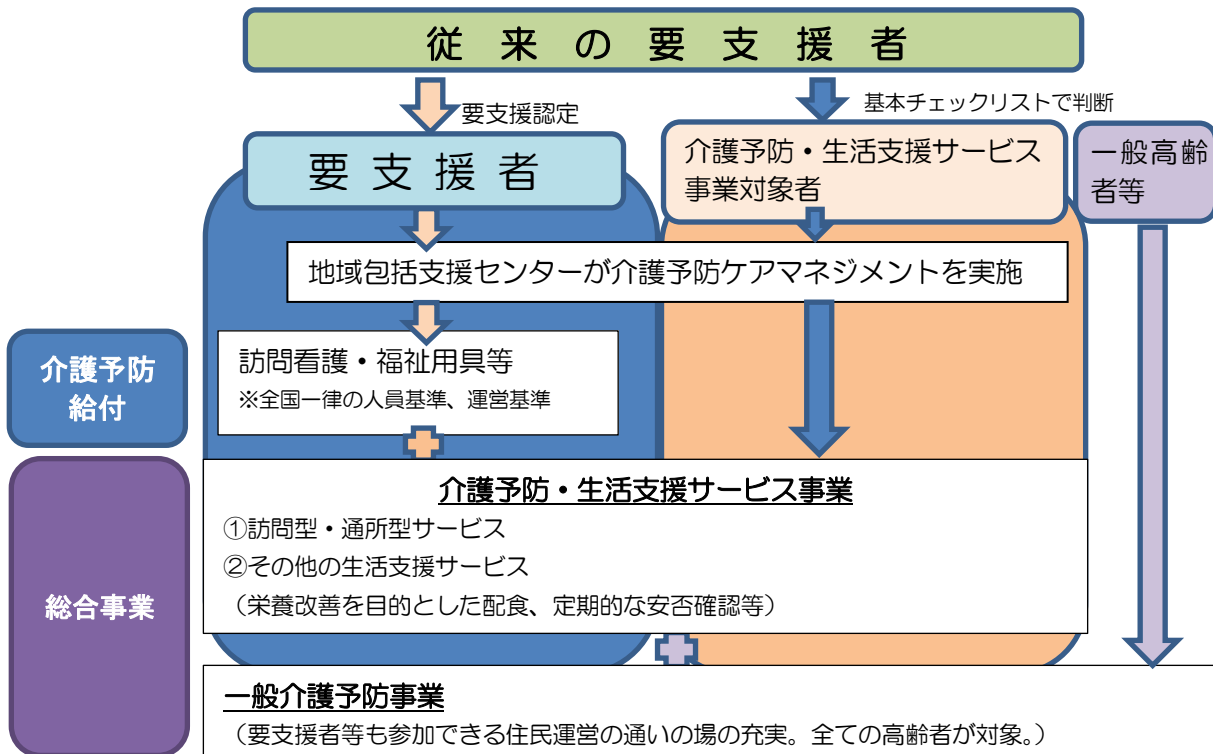
8 地域支援事業

地域支援事業は、高齢者が要介護状態等になることを予防し、社会に参加しつつまた住み慣れた地域で暮らし続けられるよう支援することを目的とし、相談、日常生活支援、在宅医療、介護の連携体制および認知症高齢者への支援体制の構築などを一体的に推進するものです。

(1) 介護予防・日常生活支援総合事業

【総合事業の概要】

- ・訪問介護・通所介護以外のサービス（訪問看護、福祉用具等）は、引き続き介護予防給付によるサービス提供を継続。
- ・介護予防・生活支援サービス事業によるサービスのみを利用する場合は、要介護認定等を省略し、基本チェックリストで判定することにより「介護予防・生活支援サービス事業対象者」とし、迅速なサービス利用が可能。
 ※第2号被保険者は、基本チェックリストではなく、要介護認定等申請を行う。
- ・地域包括支援センターによる介護予防ケアマネジメントに基づき、総合事業のサービスと介護予防給付のサービス（要支援者のみ）を組み合わせる。



① 介護予防・生活支援サービス事業

ア 訪問型サービス

(ア) 介護予防訪問介護相当の訪問介護 140件（平成29年4月1日時点）

イ 通所型サービス

(ア) 介護予防通所介護相当の通所介護 301件（平成29年4月1日時点）

(イ) 短期集中通所サービス（通所型サービスC）

保健・医療の専門職が短期間集中的に生活機能を改善するための運動器の機能向上や栄養改善、口腔機能向上などのプログラムを実施します。

○開催実績

年度/場所	しんしろ福祉会館	
	時期	参加人数
平成 28 年度	1 月～3 月	延 60 人

② 一般介護予防事業

65歳以上の一般高齢者が対象です。

ア 介護予防把握事業

(ア)収集した情報等を活用して、閉じこもりなどの何らかの支援を要する人を把握して、介護予防活動へつなげます。

(イ)把握実績

年度/場所	健康課・高齢者ふれあい相談センター等	
	時期	件数
平成 28 年度	4 月～3 月	237 件

イ 友愛訪問事業

ボランティア団体（はぐるまの会）が、ひとり暮らしの高齢者や寝たきりの高齢者がいる家庭を毎月訪問し、安否確認、日常生活の相談を行います。

○活動状況（被訪問者数及び訪問活動者数は翌年度名簿による）

年 度	被訪問者数	年間延訪問回数	訪問活動者数
平成 26 年度	198人	2,203回	104人
平成 27 年度	194 人	3,881 回	107 人
平成 28 年度	193 人	4,436 回	91 人

ウ 介護予防普及啓発事業

(ア)木曜塾

介護予防の運動に加え、介護予防の講話を実施します。

○開催実績

年度/講座	木曜塾 老人福祉センター（日吉）	
	実施回数	延参加人数
平成 26 年度	48 回	846 人
平成 27 年度	47 回	928 人
平成 28 年度	40 回	867 人

(イ)健康づくりリーダー派遣事業

65歳以上、5人以上のグループに6か月健康づくりリーダーを派遣し、運動を定期的に行う機会を提供します。派遣終了後6か月続けることが条件です。

(ウ)介護予防教室

認知症についての理解と予防に必要なことについて住民の方を対象に講話、運動を実施します。

○開催実績

年度/場所	新城市社会福祉協議会		鳳来保健センター		作手保健センター	
	時期	参加人数	時期	参加人数	時期	参加人数
平成 28 年度	2 月～3 月	43 人	1 月	24 人	11 月～12 月	28 人

エ 地域介護予防活動支援事業

(ア) ミニデイサービス事業

ひとり暮らしで家に閉じこもりがちな高齢者、要介護状態になるおそれのある高齢者に対して、地域のボランティア団体が公民館などで介護予防の健康体操、ゲーム、手遊びなど各種サービスを提供します。

○実施実績

年 度	実施地区数	延参加高齢者数
平成 26 年度	46カ所	7,709人
平成 27 年度	41カ所	8,245人
平成 28 年度	43カ所	9,741人

オ 地域リハビリテーション活動支援事業

地域における介護予防の取組を機能強化するために、デイサービスなどへリハビリテーション専門職等の関与を促進します。

(2) 包括的支援事業

① 地域包括支援センターの運営

新城市社会福祉協議会に委託しています。地域包括支援センターでは、保健師 2 名、主任介護支援専門員 3 名、社会福祉士 2 名他により、介護予防サービスのケアプランの作成、高齢者やその家族からの相談、高齢者の虐待対応および権利擁護、困難事例対応など様々な事業を行います。

・高齢者ふれあい相談センター

地域包括支援センター窓口として機能しています。総合的な相談業務や、福祉サービスの代理申請、高齢者宅への訪問などの支援業務を市内 6 か所のセンターで行っています。

○窓口

担当地区	センター名	所在地
新城中学校区	しんしろ福祉会館	新城市字東沖野 20 番地 12
千郷中学校区	西部福祉会館	新城市野田字上市場 26 番地 2
東郷中学校区	麗楽荘	新城市矢部字上ノ川 1 番地 4
八名中学校区	寿楽荘	新城市一畝田字清水野 12 番地 3
鳳来中学校区	くるみ荘	新城市玖老勢字クルミ沢 1 番地 2
作手中学校区	虹の郷	新城市作手高里字縄手上 22 番地

○利用状況

年 度	年間相談実人数	年間相談延件数
平成 26 年度	3,339 人	5,758 件
平成 27 年度	3,557 人	6,281 件
平成 28 年度	3,497 人	6,309 件

② 社会保障充実分

ア 在宅医療・介護連携推進事業

在宅医療と介護を一体的に提供するために、連携会議や多職種研修会を実施します。

イ 生活支援体制整備事業

生活支援コーディネーター配置、協議体の設置に向け検討します。

ウ 認知症総合支援事業

(ア) 認知症の方への理解やその家族を支援するために平成 28 年度に作成した「認知症ケアパス」の普及・啓発、多職種向けに研修を実施します。

(イ) 認知症初期集中支援チーム設置に向け検討します。

エ 地域ケア会議推進事業（地域包括支援センター委託）

(3) 任意事業

① 介護給付等費用適正化事業

介護（予防）給付について不要なサービスが提供されていないかの検証、必要な情報の提供等を実施します。

② 家族介護支援事業

ア 家族介護継続支援事業

(ア) 介護者交流会の開催（地域包括支援センターと共同開催）

認知症高齢者の介護者に対し、認知症について知識を深めるために開催します。

○開催実績

年 度	講演会参加人数	座談会参加人数
平成 26 年度	—	8人
平成 27 年度	—	10人
平成 28 年度	28人	15人

(イ) 介護支援事業

要介護 4・5 の市民税非課税世帯の介護者に対して介護用品が購入できる給付券の支給を行います。

③ その他の事業

ア 成年後見制度利用支援事業

市町村申立て等に係る低所得の高齢者が成年後見制度の申立てに要する経費や成年後見人等の報酬の助成を行います。

イ 福祉用具・住宅改修支援事業

福祉用具・住宅改修に関する相談・情報提供・連絡調整等の実施等を行います。

ウ 認知症対応型共同生活介護事業所の家賃等助成事業

低所得者に対し、利用者負担の軽減を行っている認知症対応型共同生活介護事業所に助成します。

エ 認知症サポーター等養成事業

住民や事業所職員に認知症と家族を支える「認知症サポーター」を養成します。

○開催実績

年 度	実施回数	延参加者数
平成 26 年度	6カ所	196人
平成 27 年度	5カ所	168人
平成 28 年度	6カ所	122人

9 保 険 料

(1) 65歳以上の方（第1号被保険者）

全員の方に保険料を納めていただきます。

この保険料は、新城市で平成27年度から平成29年度までの3年間に利用が見込まれる介護サービスおよび介護予防事業に要する費用を推計し、そのうち介護サービスは概ね21%分を高齢者全員で分担するように設定してあります。（保険料に過不足ができた場合には、介護給付費準備基金の積立てまたは取崩しを行い、調整することとしています。）

市では、3年間の高齢者人口推計と所得段階別人数推計をもとに保険料を定め、65歳以上の方は所得などに応じていずれかの保険料を①～③の方法で納めていただきます。

- ①年金から特別徴収（天引き）：年金が年額18万円以上の方
- ②金融機関からの口座振替（口座振替依頼をされた方）：年金が年額18万円未満の方
- ③現金納付（金融機関窓口・コンビニで支払い）：年金が年額18万円未満の方

※年金が年額18万円以上でも、次の場合に当てはまる方は②・③になります。

- ・年度途中で65歳に到達した方
 - ・年度途中で他の市町村から転入された方
 - ・年度途中で年金の受取を開始した方
 - ・年度途中で所得申告修正などにより保険料段階が変わった方
 - ・その他（年金担保貸付金返済中・年金支払調整・支給停止）
- 翌年4月以降①に切替

○新城市の第1号被保険者の29年度介護保険料額：基準額 年額59,400円（1か月あたり4,950円）

市民税の課税状況	所得段階	対 象 者	保険料額 (保険料率)
世帯非課税	第1段階	・生活保護受給者の方 ・老齢福祉年金の受給者の方 ・課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	26,730円 (基準額×0.45)
	第2段階	・課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超え120万円以下の方	38,610円 (基準額×0.65)
	第3段階	・課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円を超える方	44,550円 (基準額×0.75)
世帯課税・本人非課税	第4段階	・課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	53,460円 (基準額×0.90)
	第5段階	・課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超える方	59,400円 (基準額×1.0)
本人課税	第6段階	・市民税本人課税者で、合計所得金額が120万円未満の方	71,280円 (基準額×1.20)
	第7段階	・市民税本人課税者で、合計所得金額が120万円以上190万円未満の方	77,220円 (基準額×1.30)
	第8段階	・市民税本人課税者で、合計所得金額が190万円以上290万円未満の方	89,100円 (基準額×1.50)
	第9段階	・市民税本人課税者で、合計所得金額が290万円以上500万円未満の方	100,980円 (基準額×1.70)
	第10段階	・市民税本人課税者で、合計所得金額が500万円以上750万円未満の方	106,920円 (基準額×1.80)
	第11段階	・市民税本人課税者で、合計所得金額が750万円以上の方	112,860円 (基準額×1.90)

○第1号被保険者保険料の減免

次のような状況の場合は、保険料の減免を申請することができます。

- ① 第1号被保険者またはその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財またはその他の財産について著しい損害を受けたとき。
- ② 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したこと、またはその者が心身に重大な障害を受け、もしくは長期間入院したことにより、その者の収入が著しく減少したとき。
- ③ 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業または業務の休廃止、事業における著しい損失、失業などにより著しく減少したとき。

- ④ 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害などによる農作物の不作その他これに類する理由により著しく減少したとき。
- ⑤ 第2段階の所得区分のうち、下記の要件に該当するとき
- ア 前年の世帯収入金額が生活保護の基準以下である。
- イ 保険料の賦課期日の属する年度分の、市民税を課される者の扶養を受けていない。
- ウ 社会保険の被扶養者でない。
- エ すべての世帯員が所有している自己居住用の土地・家屋以外の固定資産を活用しても、なお保険料の納付が困難である。
- オ すべての世帯員の預貯金、手持金等の合計が、生活保護の基準（1ヶ月分）の12倍を超えない。

(2) 40歳から65歳未満の方（第2号被保険者）

医療保険分と介護保険分を合算して社会保険料として納めることとなります。

介護保険分の保険料の算定方法は、第1号被保険者と違い医療保険分と同じ算定方法です。

- ・社会保険の方＝ 給料に応じて保険料額が決まります。
給料から社会保険料として天引きになります。
(各医療保険のそれぞれの算定方法で、個人ごとに決められます。)
- ・市国保の方＝ 所得、資産などに応じて保険料額が決まります。
口座振替や現金納付で納めていただきます。

(参 考) 指定居宅介護支援事業所等一覧

これらの事業所は、県の指定を受け、要介護認定などの申請の代行と介護（介護予防）サービス計画（ケアプラン）の作成を行います。また、本人または家族が事業所を選択することができます。なお、地域包括支援センターは要支援の認定を受けた方について担当します。

○市内事業所

中学校区	指定事業所名	所在地	電話・FAX
新 城	アイ居宅介護支援事業部 (今泉病院内)	〒441-1376 新城市字宮ノ前24番地3	22-1150 23-5428
	コープあいち福祉サービス・新城	〒441-1367 新城市字西新町12番地1	24-1811 24-1855
	さくらしんしろケアプランセンター	〒441-1367 新城市字札木32番地10	24-9288 24-9289
	新城市地域包括支援センター (しんしろ福祉会館内)	〒441-1363 新城市字東沖野20番地12	23-6810 23-5046
	新城・豊川介護支援センター	〒441-1378 新城市字宮ノ後55番地2	23-6581 23-6582
	しんしろ福祉会館居宅介護支援事業所	〒441-1363 新城市字東沖野20番地12	23-6278 25-7039
東 郷	麗楽荘居宅介護支援事業所	〒441-1301 新城市矢部字上ノ川1番地4	22-4000 22-4112
	こすもす居宅介護支援事業所	〒441-1355 新城市上平井380番地	23-1880 23-2402
	サマリヤの丘居宅介護支援事業所	〒441-1301 新城市矢部字上ノ川1番地3	24-1165 24-1166
八 名	寿楽荘居宅介護支援事業所	〒441-1338 新城市一畷田字清水野12番地3	26-0401 26-0631
鳳 来	愛知東農業協同組合居宅介護支援事業所	〒441-1634 新城市長篠字日焼7番地1	32-1905 32-1940
	医療法人静巖堂医院居宅介護支援事業所	〒441-1946 新城市副川字大貝津13番地	35-0022 35-0286
	ほうらい居宅介護支援事業所	〒441-1945 新城市玖老勢字クルミ沢1番地2	35-0694 35-0695
	星野病院居宅介護支援事業所	〒441-1615 新城市大野字上野70番地3	32-1515 32-1516
作手	虹の郷居宅介護支援事業所	〒441-1423 新城市作手高里字縄手上22番地	38-1481 37-6033

児 童 の 福 祉

1 こども園等（小規模保育施設を含む）

平成 25 年度から幼稚園・保育園を一体的に運営しています。

- ・施設名称を「こども園」に統一し、幼稚園と保育園のカリキュラムと基本となる開園時間（午前 8 時 30 分～午後 5 時）を統一しました。
- ・保育料を統一し、あわせて保護者負担を軽減しました。
- ・3 歳児から 5 歳児の基本保育時間（午前 8 時 30 分～午後 3 時）は、就学前教育を保障するため入園要件を撤廃しました。

(1) 幼年人口

(各年 4 月 1 日現在)

年	総人口	学齢前児童数	比率	園児数
平成 27 年	48,951 人	2,014 人	4.1%	1,253 人
平成 28 年	48,403 人	1,967 人	4.1%	1,277 人
平成 29 年	47,773 人	1,890 人	4.0%	1,253 人

(2) こども園等一覧

園 名	所 在 地	園 名	所 在 地
新 城こども園	字東入船 32 番地 1	八 名こども園	富岡字杉畑 54 番地 5
城 北こども園	字宮ノ後 39 番地 2	長 篠こども園	長篠字丸井 19 番地 1
千郷東こども園	杉山字野中 64 番地 1	鳳 来こども園	玖老勢字便福 17 番地
千郷中こども園	豊栄字スハ山 248 番地 4	山吉田こども園	上吉田字松沢 5 番地
千郷西こども園	豊島字馬渡 11 番地 2	大 野こども園	大野字久羅下 39 番地
東郷東こども園	大海字黒瀬 23 番地 7	作 手こども園	作手高里字縄手上 20 番地 1
東郷中こども園	八束穂字天王 1041 番地 2	ママ・サポート子いづみや	石田字黒坂 9 番地 10
東郷西こども園	上平井字昭和 970 番地	つばさ保育園	矢部字本並 52 番地 2
東 部こども園	日吉字上ノ風呂 58 番地		

(3) 月額基本保育料（午前 8 時 30 分～午後 3 時、給食費込み）

区分	階層	平日基本保育料	土曜基本保育料
0～2 歳児	A～J	0～28,100 円	0～5,300 円
3～5 歳児	A～J	0～ 8,600 円	0～3,300 円

(4) 年齢別こども園等園児数

(各年 4 月 1 日現在)

年	0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児	計
平成 27 年	11 人	79 人	142 人	317 人	370 人	334 人	1,253 人
平成 28 年	16 人	75 人	149 人	335 人	330 人	372 人	1,277 人
平成 29 年	11 人	90 人	137 人	341 人	340 人	334 人	1,253 人

(5) 乳児保育

生後 6 か月を超え年度当初 1 歳に満たない児童について、家庭で保育できない場合に限り、保育を行います。

○実施こども園 城北、千郷東、千郷中、東郷中、八名、長篠、作手各こども園

○実施民間保育所 ママ・サポート子いづみや、つばさ保育園

(6) 障がい児保育

集団保育が可能な概ね3歳以上の児童の保育を行います。

○実施こども園 全こども園

(7) 統合保育

特に個別配慮や支援が必要とされる3歳以上の児童について、通常保育とあわせて療育を行います。

○実施こども園 東郷東こども園

(8) 延長保育

保護者の就労状況や家庭の事情で、基本保育時間（午前8時30分～午後3時）を延長して長時間の保育を必要とする場合に保育を行います。

① 延長保育時間

	延長時間	実施こども園
平日	午前7時30分～午前8時30分 午後3時～午後5時	新城、東郷東、山吉田
	午前7時30分～午前8時30分 午後3時～午後6時	千郷中、東郷中、東部、鳳来、大野、作手 子いづみや、つばさ保育園
	午前7時30分～午前8時30分 午後3時～午後7時	城北、千郷東、千郷西、東郷西、八名、長篠
土曜	午前7時30分～午前8時30分 午後3時～午後7時	城北、(長篠)、(作手※午後6時まで)
	午後3時～午後5時	(子いづみや)

※（ ）は利用者がある場合のみ開園

② 月額延長保育料（月時間当たり）

区分	階層	平日延長保育料	土曜延長保育料
0～2歳児	A～J	0～2,600円	0～500円
3～5歳児	A～J	0～1,700円	0～500円

(9) 一時保育

保護者の仕事、傷病、災害、事故、出産、看護、介護冠婚葬祭、育児疲れなどにより一時的に日中の家庭保育が困難となる児童を預かる（保育する）制度です。

【非定型的保育】家庭での保育が断続的に困難となる場合

【緊急保育】やむを得ない理由により、緊急一時的に保育が必要となる場合

【リフレッシュ保育】育児に伴う保護者の身体的、心理的負担を解消するため、一時的に児童を預かる場合

① 実施こども園 城北、長篠、作手各こども園

② 開設時間及び利用料

対象	原則こども園に入園していない児童で、利用日現在において満1歳児から就学前までの児童		
保育時間	午前8時30分から午後3時まで ※必要に応じ、実施園の開園時間まで延長可		
利用料 (日額)	1～2歳児	2,100円	おやつ代、給食費込み ※土曜利用のみ弁当持参
	3～5歳児	1,000円	

2 児童発達支援施設「おおぞら園」

就学前の発達が気がかりな児童が保護者とともに通園することにより、保護者の子ども理解を深め、親子のより良い関係づくりを図ります。

また、遊びを通じて言語の理解と発達、運動機能を高め、集団生活へのステップアップづくりをします。

(1) 所在地

新城市能登瀬字白岩 32 番地

(2) 利用状況

年度	通園児（実人数）
平成 26 年度	27 人
平成 27 年度	19 人
平成 28 年度	41 人

3 地域子育て支援センター

いつでも自由に利用していただける子育て支援の中核施設です。

就園前の子どもとお母さんを対象に、種々の事業を実施し、ストレスや育児不安の解消等、親子の触れ合いをサポートします。

(1) 城北子育て支援センター（平成 29 年度～）

所在地	新城市字宮ノ後 39 番地 2（城北こども園内）
開設時間	午前 9 時～午後 3 時
休業日	土・日曜日、祝日、年末年始、城北こども園の休業日
電話	23-0355
Eメール	Johoku-ic@city.shinshiro.lg.jp

(2) 長篠子育て支援センター

所在地	新城市長篠字日焼 9 番地 2（児童館たんぼぼ内）
開設時間	午前 9 時～午後 3 時
休業日	土・日曜日、祝日、年末年始
電話	32-3221
Eメール	nagashino-ic@tees.jp

(3) 作手子育て支援センター

所在地	新城市作手高里字縄手上 20 番地 1（作手こども園内）
開設時間	午前 9 時～午後 3 時
休業日	土・日曜日、祝日、年末年始、作手こども園の休業日
電話	38-1351
Eメール	tsukude-ic@city.shinshiro.lg.jp

(4) 事業内容 (平成 28 年度まで)

事業	対象・内容	曜日・時間
ちびっこ広場 (千郷東こども園内)	0～2 歳児の親子 手遊び・製作・体操・お話	木曜日 (月 1～2 回) 午前 10 時 30 分～11 時 30 分
たんぼぼ広場 (児童館たんぼぼ内)	0～2 歳児の親子 手遊び・製作・体操・お話	水曜日 (月 1～2 回) 午前 10 時 30 分～11 時 30 分
ころころ広場 (作手こども園内)	0～2 歳児の親子 手遊び・製作・体操・お話	火曜日 (月 1～2 回) 午前 9 時 30 分～11 時
みんな～おいで	0～2 歳児の親子 手遊び・製作・体操・お話	年 6～7 回
育児相談	0 歳～就学前の児童の保護者 来所・電話・Eメールなど	月～金曜日 午前 9 時～午後 4 時

(5) 利用状況

年度	保育室 開放	ちびっこ 広場	たんぼぼ 広場	ころころ 広場	みんな～ おいで	育児相談	
						電話等	来所
平成 26 年度	13,412 人	1,225 人	607 人	265 人	—	5 件	104 件
平成 27 年度	14,605 人	1,146 人	526 人	308 人	275 人	1 件	147 件
平成 28 年度	14,378 人	716 人	681 人	273 人	667 人	1 件	132 件

4 児童館

児童館は、児童に健全な遊びを与えその健康を増進し情操を豊かにするための施設です。

施設名	鳥原児童館	児童館 たんぼぼ
所在地	新城市日吉字下畑 81 番地	新城市長篠字日焼 9 番地 2
開設時間	午前 9 時～午後 5 時	
休業日	月曜日、祝日 (こどもの日は開館)、 年末年始	日曜日、祝日 (こどもの日は開館)、 年末年始

○利用状況

年度	鳥原児童館	児童館 たんぼぼ
平成 26 年度	5,194 人	13,723 人
平成 27 年度	4,812 人	16,416 人
平成 28 年度	4,833 人	17,487 人

5 放課後児童クラブ

昼間、仕事等により保護者のいない家庭の小学校児童などのために、児童クラブを設置し、自主学習、遊びを中心とした活動を通して健全な育成を図ります。

(1) 対象児童

市内小学校在学中の1年生から6年生まで
(定員を超過する場合は1年生から3年生を優先)

(2) 開設場所

① 通年開設 (平成29年4月1日現在)

小学校区	クラブ名	開設場所
新城小学校区	新城 A	新城小学校 (校舎内)
	新城 B	
千郷小学校区	千郷東	千郷東こども園 (園舎内)
	ちさと館	ちさと館
	千郷小	千郷小学校 (校舎内)
	千郷中	千郷中学校 (旧用務員室)
東郷西小学校区	東郷西 A	東郷西小学校 (小学校内)
	東郷西 B	
東郷東小学校区	東郷東	東郷東小学校 (校舎内)
舟着小学校区	舟着	鳥原児童館
八名小学校区	八名	八名小学校 (校舎内)
庭野小学校区	庭野	庭野公民館
鳳来中部小学校区	鳳来中部	鳳来中部小学校 (校舎内)
黄柳川小学校区	黄柳川	黄柳川小学校 (校舎内)
東陽小学校区	東陽	東陽小学校 (校舎内)
鳳来東小学校区	鳳来東	鳳来東小学校 (校舎内)
作手小学校区	作手	作手山村交流施設内

② 長期休みのみ開設 (平成29年4月1日現在)

小学校区	クラブ名	開設場所
千郷小学校区	千郷	千郷小学校 (校舎内)
東郷西小学校区	東郷西 C	東郷西小学校 (体育館)
鳳来寺小学校区	鳳来寺	ぶっぼ～荘

(3) 開設時間・利用料

開設時間	月～金	下校時～午後6時	*休業日 土曜・日曜・祝日 8月13日～15日 12月29日～1月3日		
	夏・冬・春休み 学校振替休日	午前8時～午後6時			
利用料	通年での利用		月額5,000円 (7月は6,000円) (8月は8,000円)		
	長期休みのみ利用	春休み 4月	1,500円	*別途保険料が必要です (年額900円)	
		夏休み	7月		3,000円
			8月		8,000円
	冬休み		3,000円		
春休み 3月		1,500円			

6 その他の子育てサービス

(1) 新城市ファミリー・サポート・センター

援助会員が子育てをお手伝いします。こども園や小学校の終了後に子どもを預かったり習い事への送迎をします。利用には依頼会員の申し込みが必要です。

- 対象児童 依頼会員家庭の生後3か月の乳児から小学6年生まで
- 実施場所 援助会員の家庭（原則）
- 開設時間 午前7時～午後7時（原則）
- 申込み先 電話 080-6922-7001
Eメールアドレス shinshiro-family-support@ezweb.ne.jp
- 基準利用料金

利用区分	申込区分	基準利用料金 (1時間あたり)	延 長	
			30分以内	30分を超え 1時間以内
平日	事前	700円	350円	700円
	直前	1,000円	500円	1,000円
休日	事前	1,000円	500円	1,000円
	直前	1,200円	600円	1,200円
病児・病後児 (平日)	事前	1,000円	500円	1,000円
	直前	1,200円	600円	1,200円
病児・病後児 (休日)	事前	1,200円	600円	1,200円
	直前	1,400円	700円	1,400円

(2) 子育て短期支援事業

① 短期入所生活援助事業（ショートステイ）

保護者が疾病などの理由により、家庭における養育が一時的に困難となった児童を児童福祉施設で短期間預かります。

- 利用期間 原則7日以内（更新可）
- 実施場所 八楽児童寮、豊橋ひかり乳児院

② 夜間養護事業（トワイライトステイ）

保護者の仕事などが恒常的に夜間にわたる場合に、保護者が帰宅するまでの間児童を児童福祉施設で預かります。

- 利用期間 夜間1日おおむね4時間で6か月程度
- 実施場所 八楽児童寮
- 利用者負担額（1日あたり）

区 分	短期入所生活援助事業		夜間養護事業
	2歳未満児	2歳以上児	
生活保護世帯・ 市民税非課税世帯 (母子・父子家庭)	0円	0円	0円
市民税非課税世帯 (母子・父子家庭以外)	1,100円	1,000円	300円
その他の世帯	5,350円	2,750円	750円

(3) 親子愛着推進事業（旧:母子愛着推進事業）

本市に住民登録されている初産の母親などに対して、市内の助産所で授乳指導、母乳相談、育児相談等を受けるための費用の一部を助成することで、親子の愛着形成の推進および育児不安の軽減を図ります。

○助成額 1人1回限り 3,000円

○利用期間 生後6か月まで

○利用できる助産所

JUNKO助産所、ママハウス・トトリ、しんしろ助産所

○利用状況

年度	件数
平成27年度	19件
平成28年度	30件

(4) セカンド・ブックススタート事業

本市に住民登録されている概ね1歳の幼児を育てる初産の親子へ絵本の紹介と配布のため、保育士等が家庭訪問し、母親の育児不安の軽減および孤立化の防止を図ります。

○利用状況

年度	件数
平成27年度	73件
平成28年度	94件

7 家庭児童相談

家庭児童相談員は、家庭における児童の養育上の様々な問題について相談に応じ、愛知県新城設楽児童・障害者相談センターなどの関係機関と密接な連携を図り、適切な指導や助言を行っています。

○相談員 1人

○相談件数（延件数）

年度	要保護家庭	要支援家庭	特定妊婦	見守り家庭	計
平成26年度	6件	12件	0件	10件	28件
平成27年度	11件	16件	4件	8件	39件
平成28年度	8件	4件	4件	12件	28件

8 各種手当

(1) 児童手当

国内に居住している中学校終了前(15歳到達後最初の年度末まで)の児童を現に監護・養育し、本市に住民登録されている保護者に支給されます。

① 支給額・支給時期

区 分	支給額(月額)
3歳未満	15,000円
3歳以上小学校修了前	10,000円 (第3子以降は15,000円)
中学生	10,000円
所得制限世帯	5,000円
支給時期	6月・10月・2月の年3回

② 支給状況

年 度	受給資格者数	児童数
平成26年度	2,823人	5,206人
平成27年度	2,737人	5,030人
平成28年度	2,634人	4,640人

(2) 児童扶養手当

両親のいない家庭またはひとり親の家庭、もしくは親が重度の障害の状態にある家庭で、児童(18歳到達年度の末日までの者)を監護・養育している保護者に支給されます。(受給資格者および扶養義務者に所得制限あり。国民年金など公的年金受給者は一部対象。)

① 支給額・支給時期

区 分	全部支給(月額)	一部支給(月額)
児童1人の場合	42,330円	42,320円～9,990円 (所得額により設定)
児童2人の場合	5,000円加算	
児童3人以上の場合	3人目から児童1人増すごとに3,000円加算	
支給時期	4月・8月・12月の年3回	

② 支給状況

年 度	受給資格者数	児童数
平成26年度	264人	407人
平成27年度	257人	415人
平成28年度	252人	418人

(3) 県遺児手当

両親のいない家庭またはひとり親の家庭、もしくは親が重度の障害の状態にある家庭で、児童(18歳到達年度の末日までの者)を監護・養育している保護者に支給されます。(受給資格者および扶養義務者に所得制限あり。国民年金など公的年金受給者は除く。)

① 支給額・支給時期

区 分	1年目～3年目(3年間)	4年目～5年目(2年間)
児童1人につき	月額4,350円	月額2,175円
	6年目以降は支給されません。	
支給時期	4月・8月・12月の年3回	

② 支給状況

年 度	受給資格者数	児童数
平成 26 年度	158 人	263 人
平成 27 年度	144 人	251 人
平成 28 年度	136 人	237 人

(4) 市遺児手当

県の遺児手当と同じ条件の家庭の保護者に支給されます。(所得制限なし)

① 支給額・支給時期

児童 1 人につき	月額 2,000 円
支 給 時 期	7 月・11 月・3 月の年 3 回

② 支給状況 (各年度末現在)

年 度	受給資格者数	児童数
平成 26 年度	392 人	607 人
平成 27 年度	353 人	557 人
平成 28 年度	353 人	563 人

(5) 特別児童扶養手当

20 歳未満の身体、知的または精神に中度・重度の障害（または病状）のある児童を監護・養育している保護者に支給されます。

(受給資格者および扶養義務者所得制限あり。障害を支給事由とする年金を受けている場合は除く。)

① 支給額・支給時期

1 級 (重度障害)	1 人につき	月額 51,450 円
2 級 (中度障害)	1 人につき	月額 34,270 円
支 給 時 期	4 月・8 月・11 月の年 3 回	

② 支給状況 (各年度末現在)

年 度	受給資格者数	児童数
平成 26 年度	46 人	47 人
平成 27 年度	54 人	54 人
平成 28 年度	60 人	62 人

9 新城市子ども・子育て会議

子ども、子育て支援法の規定により、平成 26 年 2 月に「新城市子ども・子育て会議」を設置しました。

委員の任期は 2 年で、子どもの保護者、子ども子育て支援に関する事業に従事する者、子ども・子育て支援に関し学識経験のある者、一般市民などの 15 名で構成されています。

平成 27 年 3 月には、潜在的なニーズも含めた地域での子ども・子育てに関するニーズを把握した上で、平成 27 年度から 5 か年間の保育等の需要量見込みとそれに見合った具体的な子育て支援施策である「子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

平成 29 年度は、計画の継続的な点検・評価・見直しや、子育て支援施策の実施状況の調査、審議などを行います。

10 小規模認可保育所

ママ・サポート子いづみやとつばさ保育園が、小規模保育所としての基準を満たしたため、市の認可を受け事業を行っています。
定員はそれぞれ 10 人です。

11 新城市要保護児童対策地域協議会

市では、要保護児童（虐待を受けている児童など）に関する相談、情報収集、安否確認、支援などを児童・障害者相談センターと協力して行っています。
要保護児童対策地域協議会は、代表者会議、連絡調整会議、個別ケース会議の 3 層構造になっており、児童・障害者相談センター、警察署、保健所、民生委員などの各機関と連携して、要保護児童への支援方針を協議し、各機関による支援に結びつけています。

12 子どもの貧困対策

国の「一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策」の一つとして、「子育てが困難な状況にある家族・子ども等への配慮・対策の強化」を行うため、地域の実情に応じた具体的な施策を講じるべく、平成 29 年 3 月、「新城市こどもの未来応援事業計画」を策定しました。

今年度から計画に基づき、子どもの生活支援や就学支援、居場所づくりなどの施策を進めていきます。

また、平成 30 年 4 月を目標にこども未来課内に「子育て世代包括支援センター（仮称）」の設置を目指します。

13 子育て情報専用ホームページ運営

市内で子育てをする家庭および市外から転入してくる子育て家庭が、市内のあらゆる子育てに関する情報を分かりやすく容易に取得できる専用ホームページ「子育て情報ナビ咲くら」の運営をしています。

14 新城市障害児施設等通所交通費助成事業

平成 29 年度から、新城市に住所を有する障害児とその保護者を対象に、療育施設に通所する交通費の一部を助成します。（自宅から往復 20km 以上を一部助成）

母子の福祉

1 ひとり親家庭等の状況

年度	母子	父または養育者と子	計
平成26年度	338世帯	54世帯	392世帯
平成27年度	306世帯	47世帯	353世帯
平成28年度	305世帯	48世帯	353世帯

2 母子・父子・寡婦福祉資金の貸付

母子家庭および父子家庭並びに寡婦の方が自ら進んで自立を図り、家庭生活及び職業生活の安定と向上に努めるため、また児童の福祉増進のための貸付制度です。

(1) 対象者

① 母子福祉資金

ア 20歳未満の児童を扶養している配偶者のない女子（母子家庭の母）

イ アが扶養している20歳未満の児童および20歳以上の子等

ウ 20歳未満の父母のない児童

② 父子福祉資金

エ 20歳未満の児童を扶養している配偶者のない男子（父子家庭の父）

オ エが扶養している20歳未満の児童および20歳以上の子等

③ 寡婦福祉資金

カ かつて配偶者のない女子として20歳未満の児童を扶養していたことのある配偶者のない女子（寡婦）

キ カが扶養している20歳以上の子等

ク 40歳以上の配偶者のない女子で、母子家庭の母および寡婦以外のもの

ケ ケが扶養している20歳以上の子等

(2) 貸付利息

無利子～年1.5%

(3) 貸付金の種類

- | | |
|---------|---------|
| ・事業開始資金 | ・事業継続資金 |
| ・修学資金 | ・技能習得資金 |
| ・修業資金 | ・就職支度資金 |
| ・医療介護資金 | ・生活資金 |
| ・住宅資金 | ・転宅資金 |
| ・就学支度資金 | ・結婚資金 |

3 母子生活支援施設への入所

母子生活支援施設は、生活上のいろいろな問題で児童の養育が十分できない場合、児童と一緒に入所できる施設です。

なお、世帯の所得状況に応じて一部負担金が必要となります。

4 母子・父子自立支援員

母子・父子自立支援員は、家庭や資金の問題など母子・父子家庭および寡婦を取り巻く悩みごとの相談に応じます。

福祉医療費助成事業・福祉給付金支給事業

子ども、障害者、母子家庭、高齢者などの福祉の増進を図るため、医療費の一部を支給します。

1 子ども医療費助成事業 (各年度末現在)

年 度	受給者数 (受給者証発行者)	受給資格者
平成26年度	5,844人	中学校3年生(15歳)年度末までの者
平成27年度	5,691人	
平成28年度	5,548人	

2 障害者医療費助成事業 (各年度末現在)

年 度	受給者数	受給資格者
平成26年度	560人	ア 身体障害者手帳所持者で 1級から3級の者 4級で障害名が腎臓機能障害の者 4級から6級で障害名が進行性筋萎縮症の者 イ 知能指数が50以下と判定されている者 ウ 自閉症状群と診断されている者
平成27年度	542人	
平成28年度	537人	

3 精神障害者医療費助成事業 (各年度末現在)

年 度	受給者数	受給資格者
平成26年度	①294人 ②440人	① 精神障害者保健福祉手帳所持者(1~3級所持者) ② 精神疾病の通院 …自立支援医療受給者証(精神通院)の交付を受けている者 ※自立支援医療についてはP18をご覧ください。
平成27年度	①347人 ②503人	
平成28年度	①275人 ②518人	

4 母子家庭等医療費助成事業 (各年度末現在)

年 度	受給者数	受給資格者(※所得制限があります。)
平成26年度	754人	ア 母子家庭の母 イ 父子家庭の父 ウ ア、イに扶養されている児童 エ 父母のない児童
平成27年度	755人	
平成28年度	725人	

5 後期高齢者福祉医療費助成事業 (各年度末現在)

年 度	受給者数	受給資格者(※所得制限があります。)
平成26年度	1,040人	後期高齢者医療に加入している者で、次の条件に該当する者 ア 障害者医療、母子家庭等医療※に該当する者 イ 精神障害者保健福祉手帳所持者で1級または2級の者 ウ 戦傷病者手帳所持者 エ 精神措置入院患者、結核入院患者 オ ねたきり高齢者など
平成27年度	1,040人	
平成28年度	1,056人	

6 福祉給付金支給事業 (各年度末現在)

年 度	受給者数	受給資格者
平成26年度	196人	高齢者の医療の確保に関する法律により医療を受けることができる者で、独り暮らしで市民税非課税の者など
平成27年度	188人	
平成28年度	168人	

社会福祉法人新城市社会福祉協議会

新城市社会福祉協議会は、民間社会福祉活動の中核的役割を担うものとして市民参加のもとに地域福祉推進のための諸活動を積極的に行っています。

○施設の概要等

施設名	所在地	電話・FAX
しんしろ福祉会館 (事務局)	新城市字東沖野 20 番地 12	23-5618 23-5046
作手センター	新城市作手高里字縄手上 22 番地 作手高齢者生活福祉センター (虹の郷)	38-1481 37-6033
ホームページ	http://www.shinshiroshakyo.or.jp	
電子メール	fukushi@shinshiroshakyo.or.jp	

1 社会福祉振興事業

社会福祉に対する相互扶助精神の高揚を図るため、広報による啓発を行っています。また、各種の福祉推進団体の育成強化に努め、活動の円滑化を図っています。

2 援護事業

- (1) 低所得世帯に対する一時援護
- (2) 行路病者及び旅費欠乏者に対する一時援護
- (3) 災害(火災)に対する一時援護
- (4) 保護家庭及び準要保護家庭の児童・生徒に対する修学旅行費などの助成

3 福祉団体育成事業

福祉事業を推進する各種の団体に対し、助成・援護を行い活動の推進を図ります。

4 相談事業

- (1) 「心配ごと相談」を行い、市民が抱えるさまざまな悩みごとの相談に応じます。

○平成 28 年度開催実績

区分	新城地区	鳳来地区	作手地区
曜日	第 1 木曜	第 3 水曜	第 2 月曜
時間	午後 1 時～午後 4 時	午後 1 時～午後 4 時	午後 1 時～午後 4 時
場所	しんしろ福祉会館	新城市開発センター	作手センター

- (2) 弁護士による「無料法律相談」を開設しています。

○平成 28 年度開催実績

開催日	毎月 第 2・4 水曜
時間	午後 1 時～午後 4 時
場所	しんしろ福祉会館

5 共同募金運動の推進

市民の方々を始め、学校・職場・法人・団体などの協力を得て、共同募金運動を積極的に推進しています。

○募金実績

年度	一般募金	歳末募金	合計
平成 26 年度	7,620,934 円	1,565,000 円	9,185,934 円
平成 27 年度	7,935,781 円	1,239,000 円	9,174,781 円
平成 28 年度	7,651,101 円	1,520,000 円	9,171,101 円

6 社会福祉協議会会員の募集

市民の方々や各種団体、事業所などから広く会員を募集し、その会費を財源として各種の事業を実施しています。

○会員会費状況

年 度	一般会員	特別会員	法人会員	施設団体 会 員	会員計	会費総額
平成 26 年度	10,493 人	144 人	311 法人	29 団体	10,977	7,318,300 円
平成 27 年度	10,488 人	119 人	299 法人	23 団体	10,929	7,208,800 円
平成 28 年度	10,328 人	106 人	314 法人	22 団体	10,770	7,088,800 円

7 成年後見支援制度実施事業

成年後見制度とは、知的・精神障害や認知症などのために、自分自身で十分な判断をすることができない方が、契約行為や財産の管理などで不利益が生じることがないように、本人を保護し支援する制度です。

(1) 成年後見支援センター事業（市受託事業）

成年後見制度を必要とする方が住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らしていくために、確実に支援に結びつくよう活動しています。また、制度の普及・啓発のため、地域、団体活動、会議・研修会等に参加して、成年後見制度について説明を行います。

①相談受付件数（重複あり）

年度／区分	認知症 高齢者	知的 障害者	精神 障害者	認知症 以外の 要介護 高齢者	要支援 要介護 以外の 高齢者	身体 障害者	高次脳 機能 障害者	健常者	合計
平成 26 年度	164 件	24 件	58 件	54 件	—	5 件	—	3 件	308 件
平成 27 年度	177 件	64 件	238 件	21 件	—	2 件	—	1 件	499 件
平成 28 年度	114 件	170 件	63 件	54 件	20 件	7 件	16 件	0 件	444 件

②広報啓発活動実績

年度／区分	実施回数	
平成 26 年度	2 団体	130 名
平成 27 年度	1 団体	45 名
平成 28 年度	6 団体	157 名

(2) 法人後見の受任事業

家庭裁判所の審判に基づき、社会福祉協議会が法人として成年後見業務を行います。

○法人後見受任件数

年度／区分	認知症 高齢者	知的 障害者	精神 障害者	合計
平成 26 年度	2 件	0 件	2 件	4 件
平成 27 年度	4 件	0 件	3 件	7 件
平成 28 年度	5 件	3 件	4 件	12 件

8 資金の貸付事業

(1) 生活福祉資金

低所得世帯等を対象に、総合支援資金、福祉資金、教育支援資金、不動産担保型生活資金、緊急小口資金などを無利子または低利子で貸付を行い、自立更生のための指導援助を行っています。

○貸付実績

年 度	新城地区	鳳来地区	作手地区	合 計
平成 26 年度	20 件	9 件	0 件	29 件
平成 27 年度	18 件	6 件	0 件	24 件
平成 28 年度	17 件	4 件	0 件	21 件

(2) 暮らし資金貸付事業

緊急一時的に必要な資金を無利子で貸し付ける制度です。

○貸付実績

年 度	新城地区	鳳来地区	作手地区	合 計
平成 26 年度	7 件	1 件	0 件	8 件
平成 27 年度	7 件	1 件	0 件	8 件
平成 28 年度	7 件	1 件	0 件	8 件

(3) 生活資金一時貸付

景気低迷による派遣社員の契約切りや失業などで生活維持が困難になった方々の緊急支援として行っています。

○貸付実績

年 度	新城地区	鳳来地区	作手地区	合 計
平成 26 年度	25 件	4 件	0 件	29 件
平成 27 年度	28 件	1 件	0 件	29 件
平成 28 年度	41 件	3 件	0 件	44 件

9 暮らし・しごとサポートセンター事業（生活困窮者自立支援事業）（市受託事業）

市から生活困窮者自立支援法による、自立相談支援事業・家計相談支援事業・学習支援事業の委託を受け、生活困窮者の自立を促進するための相談および必要な支援を行います。（6 ページ参照）

(1) 自立相談支援事業

年度／区分	新規相談 受付件数	支援実施 延回数	支援決定・確認件数 (再プランを含む)
平成 27 年度	21 件	623 回	9 件
平成 28 年度	55 件	1,231 回	11 件

(2) 家計相談支援事業

年度／区分	支援決定件数 (再プランを含む)
平成 27 年度	3 件
平成 28 年度	9 件

(3) 学習支援事業

年度／区分	登録者数合計	延出席者数
平成 27 年度	4 人	18 人
平成 28 年度	18 人	281 人

10 ボランティアセンター活動事業

(1) 登録事業

ボランティア団体の活動に対する相談や他団体との交流、資金援助を行えるよう登録を行っています。

○ボランティアセンター登録数 40 団体（前年度比 4 団体増）

(2) 養成研修事業

様々な世代がボランティアに興味を持ち、活動できるよう各種ボランティア養成講習会をボランティアグループ等の協力を得て実施し、福祉の担い手を育成します。

- ・点訳講習会
- ・手話講習会
- ・要約筆記講習会
- ・音声訳講習会
- ・防災ボランティアコーディネーター養成講座
- ・傾聴ボランティア養成講座
- ・ミニデイ・サロンスタッフ養成講座

(3) 活動推進事業

ボランティア団体が、より発展的な活動を行うことができるよう活動費を助成します。

○助成団体 12 団体

(4) 福祉教育事業助成事業

市内の小中高生の社会福祉への理解と関心を高め、ボランティア精神を養うとともに地域社会との連携を深めるために学校が行う福祉教育事業に対して助成します。

新城小、舟着小、八名小、東陽小、黄柳川小、鳳来寺小、作手小南校舎、作手小北校舎、東郷中、新城高校、黄柳野高校、新城東高校 計 12 校

(5) 福祉実践教室

児童・生徒が障害者や高齢者の理解を深めるために、当事者との直接交流を通して、地域課題や生活課題に気づき、「豊かな人間性」「共に生きる力」を育むために学校が行う福祉実践教室を支援します。

（手話・車椅子体験・点字・ガイドヘルプ・高齢者疑似体験・防災・盲導犬体験）

新城小、千郷小、舟着小、東郷西小、東陽小、鳳来中部小、黄柳川小、鳳来寺小、作手小南校舎、作手小北校舎、東郷中 計 11 校 全 27 講座

(6) おしゃべりチケット事業（市受託事業）

若者議会で発案された、若者と高齢者がおしゃべりを通じて交流を深める事業を市から委託を受けて実施します。

①事前オリエンテーション

ボランティアや高齢者との関わりを、参加する若者に理解してもらうための説明会。

○実施日 平成 28 年 11 月 10 日（木）19 時～21 時

○参加者数 若者 15 名

②高齢者との交流

高齢者宅に若者と一緒に同行訪問し、おしゃべりを通じて交流を深めました。

○訪問回数 7 回（高齢者 3 名宅）

○訪問者数 延べ 7 名

11 児童・青少年福祉活動事業

子育て世代の活動がより活発に行われるよう、子ども会連絡協議会、おおぞら園、各こども園の母の会や子育て支援団体を支援します。

子どもたちが社会福祉に関心を持ち、思いやりの心とボランティア精神を育むために、小・中学校、こども園、児童館へ福祉関係図書や紙芝居等を贈ります。
地域で子どもたちが安全に遊べる場所を整備する事業に助成します。

○助成実績

年 度	母の会活動 (こども園) 助成	子育て支援 団体助成	福祉関係 図書寄贈	児童遊園地 維持管理助成
平成 26 年度	18 件	10 団体	24 件	13 ヶ所
平成 27 年度	17 件	7 団体	21 件	12 ヶ所
平成 28 年度	17 件	7 件	22 件	19 ヶ所

12 母子・父子福祉事業

母子寡婦福祉会の活動に対する助成を行っています。

13 障害児者福祉事業

- (1) 「身体障害者福祉協会」、「手をつなぐ育成会」に対する助成
- (2) 身体障害者用各種器具の紹介
- (3) 手をつなぐ育成会卒業児童生徒に対する祝品の贈呈

年 度	小学生	中学生	養護学校高等部	合 計
平成 26 年度	2 人	1 人	3 人	6 人
平成 27 年度	2 人	2 人	2 人	6 人
平成 28 年度	2 人	2 人	4 人	8 人

14 歳末たすけあい事業

- (1) 赤い羽根共同募金（歳末たすけあい募金）を活用して歳末訪問を行っています。

○実績

年 度	高齢者世帯	要介護等 高齢者	ひとり暮らし 高齢者
平成 26 年度	196 世帯	48 人	722 人
平成 27 年度	194 世帯	48 人	742 人
平成 28 年度	211 世帯	44 人	777 人

- (2) クリスマス会など年末年始活動を行う福祉団体や子ども会などに助成を行っています。

○実績

年 度	福祉団体	子ども会
平成 26 年度	8 団体	11 団体
平成 27 年度	7 団体	11 団体
平成 28 年度	8 団体	9 団体

15 日常生活自立支援事業

愛知県社会福祉協議会からの受託により、市内の判断能力が十分でない方に、福祉サービスの利用援助を行います。

(1) 相談受付件数

年度／区分	認知症高齢者	知的障害者	精神障害者等	合計
平成26年度	127件	490件	211件	828件
平成27年度	141件	605件	190件	936件
平成28年度	163件	597件	211件	971件

(2) 援助者数

年度／区分	認知症高齢者	知的障害者	精神障害者等	合計
平成26年度	6人(2人)	25人(5人)	7人(1人)	38人(8人)
平成27年度	6人(2人)	25人(5人)	7人(1人)	38人(8人)
平成28年度	6人(0人)	27人(6人)	7人(2人)	40人(8人)

※()は生活保護受給者

16 相談支援事業

(1) 障害者総合支援法等による指定相談支援

計画相談支援、障害児相談支援、地域相談支援を行い、サービス等利用計画を作成します。

○支援実績

年度	障害者計画	支援区分 認定調査件数	障害児計画	地域相談支援
平成26年度	160件	100件	5件	0件
平成27年度	165件	54件	2件	0件
平成28年度	147件	18件	6件	0件

(2) 地域生活支援事業による相談支援（市受託事業）

障害者福祉サービスの利用援助など、社会生活を高める支援を行います。

○支援実績

年度	支援件数
平成26年度	1,407件
平成27年度	1,342件
平成28年度	1,735件

17 移動支援事業

障害者総合支援法（地域生活支援事業）による移動の支援を提供します。

○支援実績

年度／ 実施施設	しんしろ福祉会館		作手センター	
	利用者数	延訪問回数	利用者数	延訪問回数
平成26年度	2人	32回	0人	0回
平成27年度	2人	28回	0人	0回
平成28年度	1人	15回	0人	0回

18 地域福祉活動推進事業

(1) 紙おむつ宅配サービス事業

介護保険法の要介護4、5認定者(市重度要介護認定者家族介護用品給付対象者を除く)または重度障害者に紙おむつ(パンツ型、フラット型、リハビリパンツ、パッド、長時間パッドのいずれかを選択指定)を年3回配付します。

① 要介護4・5

年 度	新城地区	鳳来地区	作手地区	合 計
平成26年度	73人	26人	6人	105人
平成27年度	69人	23人	6人	98人
平成28年度	69人	17人	8人	94人

② 重度障害者

年 度	新城地区	鳳来地区	作手地区	合 計
平成26年度	12人	1人	0人	13人
平成27年度	14人	1人	0人	14人
平成28年度	17人	2人	1人	20人

(2) 居住提供事業

60歳以上のひとり暮らしの方および夫婦のみ世帯の方で、自宅で生活することが不安な方へ作手センターにおいて居住提供をしています。(25ページ参照)

(3) ふれあいゆめひろば

作手地区において高齢者を対象にスポーツ、工作、旅行などを実施します。

○実施実績

年 度	ミニデイサービス		グラウンドゴルフ大会		日帰り旅行	
	開催回数	参加人数	開催回数	参加人数	開催回数	参加人数
平成26年度	48回	439人	1回	50人	1回	37人
平成27年度	48回	375人	1回	54人	1回	20人
平成28年度	48回	364人	1回	43人	1回	34人

(4) ミニデイサービス事業

鳳来地区において、ミニデイサービス事業を実施します。

○実施実績

年 度	回 数	参加人数	場 所
平成26年度	12回	114人	海老須山・1ヶ所
平成27年度	12回	108人	海老須山・1ヶ所
平成28年度	11回	93人	海老須山・1ヶ所

(5) 外出支援事業

作手地区において外出困難な高齢者および障害者の日常的な自立生活である買い物や通院などの外出を支援します。

○利用実績(実施施設:作手センター)

年 度	買い物	通 院		合 計
		(作手地区内)	(作手地区外)	
平成26年度	13件	254件	92件	359件
平成27年度	13件	270件	193件	476件
平成28年度	12件	280件	114件	406件

(6) ふれあいサロン活動

高齢者、障害者、子育て中の親子の方々が気軽に集える場づくりの活動に助成します。

○助成実績

年 度	団体数
平成 26 年度	9 団体
平成 27 年度	9 団体
平成 28 年度	8 団体

(7) 車両貸出事業

地域福祉の増進を目的に、地域の交流活動や買い物支援などのために運転手付きで車両を貸し出します。

(子ども会、地域で行われているミニデイサービス、老人クラブ事業など地域の方が交流を深める行事や買い物が困難な地域にお住いの方が対象です)

① マイクロバス

年 度	利用回数	延利用人数
平成 26 年度	13 回	296 人
平成 27 年度	18 回	420 人
平成 28 年度	15 回	347 人

② ワゴン車

年 度	利用回数	延利用人数
平成 26 年度	18 回	114 人
平成 27 年度	21 回	121 人
平成 28 年度	24 回	155 人

19 老人福祉事業

各地区で開催される敬老会、老人クラブ連合会や地域の高齢者を対象に行われる「ふれあい会」などに対して助成を行っています。

○助成実績

年 度	敬老会助成 (80 歳以上)
平成 26 年度	5,512 人
平成 27 年度	5,589 人
平成 28 年度	5,623 人

20 老人短期入所事業

作手センター(虹の郷)にて宿泊しながら、排泄、食事、入浴介助等日常生活や機能訓練を行います。

○利用実績

年 度	利用者数	延利用者数
平成 26 年度	23 人	2,074 人
平成 27 年度	19 人	1,789 人
平成 28 年度	20 人	1,518 人

21 地域包括支援センター事業（市受託事業）

高齢者の生活を総合的に支えていくことを目的として運営しています。

(1) 事業内容

- ① 介護予防サービスおよび介護予防・生活支援サービスのケアマネジメント
- ② 介護保険外のサービスを含む高齢者や家族に対する総合的な相談・支援
- ③ 高齢者に対する虐待の防止、早期発見などの権利擁護事業
- ④ 支援困難なケースへの対応など、ケアマネジャーへの支援
- ⑤ 地域ケア会議の開催

(2) 介護予防事業

- ① 情報交換や交流の支援

認知症介護者座談会、介護者の集いを定期的で開催し、介護者の情報交換や交流を支援します。

○実施実績

年度/区分	回数	参加人数
平成27年度	6回	延べ29人
平成28年度	6回	延べ38人

- ② 「劇団 かるてつ」による認知症対応の健康教育

年度/区分	回数	参加人数	対象者
平成27年度	2回	51人	ミニデイ参加者各地区住民等
平成28年度	3回	80人	ミニデイ参加者各地区住民等

- ② 健康づくり教室

年度/区分	回数	参加人数	対象者
平成27年度	9回	208人	各地区住民等
平成28年度	4回	78人	各地区住民等

(3) 総合相談支援・権利擁護事業・ケアマネジャーへの支援

介護サービス事業者打ち合わせ会を隔月開催し、ケアマネジャーや介護サービス事業所との情報交換・研修会を行います。

地区民生委員協議会に参加し、地域の情報を共有し、見守りネットワークを推進します。地域の関係機関へ見守りネットワークの協力依頼を行います。

- ① 個別支援（延べ件数）

年度/区分	総合相談	高齢者虐待	成年後見制度	困難事例	消費者被害への対応	合計
平成26年度	1,072件	15件	16件	360件	6件	1,469件
平成27年度	1,570件	48件	18件	574件	7件	2,217件
平成28年度	2,044件	60件	16件	486件	2件	2,608件

- ② 見守りネットワーク協力事業所数（喫茶店、食料品店等）

52か所（前年度比12か所増）

(4) 介護予防及び介護予防支援マネジメント事業

○プラン請求延件数

年度/区分	区分	包括	委託	合計
平成26年度	介護予防ケアプラン作成	4,738件	1,410件	6,148件
平成27年度	介護予防ケアプラン作成	4,929件	1,516件	6,445件
平成28年度	介護予防ケアプラン作成	4,624件	1,431件	6,055件
	介護予防支援ケアプラン作成	642件	155件	797件

(5) 地域包括ケア会議の開催

○実施実績

年度/区分	回数	参加者
平成26年度	6回	延べ113人
平成27年度	11回	延べ186人
平成28年度	5回	延べ133人

22 老人介護支援センター事業

(1) 老人介護支援センター事業（高齢者ふれあい相談センター）

介護保険制度による居宅介護支援事業所との連携により、高齢者の在宅介護、要介護認定申請など保健福祉の相談および調整を行い、要介護高齢者および家族の福祉向上を図ります。

○支援実績

年度/実施施設	しんしろ福祉会館		作手センター	
	介護予防プラン作成数	実態把握件数	介護予防プラン作成数	実態把握件数
平成26年度	53件	888件	20件	667件
平成27年度	54件	905件	22件	653件
平成28年度	79件	1,449件	20件	630件

(2) 居宅介護支援事業

介護保険制度の居宅サービス計画（ケアプラン）を作成し、サービスの給付管理を行います。また、市からの受託に基づいて要介護認定申請者の認定調査を行います。

① しんしろ福祉会館利用実績

年度	利用者数		延プラン作成数		延認定調査数
	予防	介護	予防	介護	
平成26年度	3人	93人	35件	1,151件	104人
平成27年度	4人	102人	52件	1,117件	64人
平成28年度	9人	91人	88件	1,099件	60件

② 作手センター利用実績

年度	利用者数		延プラン作成数		延認定調査数
	予防	介護	予防	介護	
平成26年度	24人	68人	305件	841件	71人
平成27年度	23人	72人	264件	891件	71人
平成28年度	16人	71人	220件	871件	65件

23 ひとり暮らし高齢者安否確認事業

ひとり暮らし高齢者の安否確認のため、週2本の乳酸飲料を週1回配付します。

対象者は、80歳以上のひとり暮らしの方、および75歳以上のひとり暮らしで、介護保険法の要支援（事業対象者を含む）、要介護認定者または身体障害者、療育、精神障害者保健福祉のいずれかの手帳を所持している方です。

○利用実績

年度	新城地区	鳳来地区	作手地区	合計
平成26年度	228人	165人	22人	415人
平成27年度	208人	172人	31人	411人
平成28年度	219人	184人	30人	433人

24 老人デイサービスセンター事業

(1) 介護保険による通所介護事業

介護保険の通所介護計画に基づき、送迎、入浴、食事、日常動作訓練、生活指導、健康チェックなどのサービスを提供します。

○支援実績

年度/実施施設	しんしろ福社会館			作手センター		
	開所日数	利用者数	延通所人数	開所日数	利用者数	延通所人数
平成 26 年度	255 日	80 人	5,174 人	255 日	86 人	5,144 人
平成 27 年度	257 日	64 人	5,707 人	257 日	87 人	5,378 人
平成 28 年度	257 日	62 人	5,628 人	257 日	88 人	5,315 人

(2) 生活支援デイサービス事業（市受託事業）

介護保険対象外の要援護高齢者に対し通所サービスを提供します。

○平成 26 年度～平成 28 年度の利用実績 各年度 0 件

25 居宅介護等事業

(1) 居宅介護等事業

① 介護保険による訪問介護事業

介護保険法に基づき、訪問介護サービスを提供します。

○実施実績

年度/実施施設	しんしろ福社会館		作手センター	
	利用者数	延訪問回数	利用者数	延訪問回数
平成 26 年度	81 人	6,853 回	26 人	1,890 回
平成 27 年度	72 人	7,096 回	23 人	1,629 回
平成 28 年度	70 人	6,499 回	22 人	1,947 回

② 生活支援ホームヘルプサービス事業（市受託事業）

介護保険対象外の要援護高齢者にホームヘルプサービスを提供します。

○平成 26 年度～平成 28 年度の利用実績 各年度 0 件

(2) 障害者等ホームヘルプサービス事業

障害者総合支援法によるホームヘルプサービスを提供します。

○実施実績

年度/実施施設	しんしろ福社会館		作手センター	
	利用者数	延訪問回数	利用者数	延訪問回数
平成 26 年度	22 人	3,204 回	2 人	26 回
平成 27 年度	17 人	3,008 回	1 人	19 回
平成 28 年度	17 人	2,927 回	1 人	21 回